

「町田市子ども発達支援計画行動計画（2021～2023）」策定に係る意見募集の実施結果及び計画策定について

「町田市子ども発達支援計画行動計画（2021～2023）」について、2020年12月15日から2021年1月14日まで意見募集を実施し、計画を策定しましたので報告します。

1 意見募集の実施結果について

- 意見の募集期間 2020年12月15日(火)～2021年1月14日(木)
- 寄せられたご意見 6名 19件
- 結果の公表・配布 3月10日(水)から町田市ホームページで公表および市内52箇所窓口配布

○内訳

項目		件数
基本目標Ⅰについて	子どもの特徴に応じた療育の充実について	2件
	子どもの成長に合わせた継続的な支援について	2件
基本目標Ⅱについて	「自分らしい」子育てへの理解と支援について	1件
	不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実について	3件
その他について		11件

* ご意見の内容については、制度や事業運営等に対するご要望やご質問が多く、計画に反映したものではありませんでした。

○主なご意見の概要

項目	ご意見の概要
基本目標Ⅰ	小学校の通常学級に就学後、支援が得られずにつまずくことが想定されるお子さんに対して支援が手薄と感じる。幼稚園や保育園が子ども発達支援課や教育委員会との連携を取り、支援すべきではないか。
基本目標Ⅱ	初めての社会生活に馴染めない、親離れ出来ない、親が我が子の対応に困っているケースについて、保育園、幼稚園の担任先生から子ども発達センターへ相談できるような仕組みがあれば、専門家により相談・アドバイスによる信頼度、安心感は違ってくると思う。
その他	障がい児スポーツ教室は、希望者は全員参加できるのか。応募の時期が全くわからない。親がプールに入らなくても大丈夫なのか。子どもと常に一緒にいるので親も息抜きさせてほしい。

2 計画の特徴について (別添資料参照)

「町田市子ども発達支援計画行動計画（2021～2023）」は、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を実現するための具体的な取組を記載した行動計画です。

本行動計画の特徴的な取組は、市内事業者との連携強化による「相談支援体制の充実・強化」と、医療的ケア児コーディネーターを中心とした「医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の整備」の2点です。

本行動計画を着実に進めることで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）をさらに推進していきます。

※計画の冊子は、各市立図書館で閲覧できるようにするほか、市政情報課（市庁舎1階）で販売を予定しています（1冊600円の予定）。また、町田市ホームページでダウンロードもできるようにします。

町田市

子ども発達支援計画行動計画

2021~2023

第二期障害児福祉計画



2021年3月
町田市

「障害」の「害」の表記について

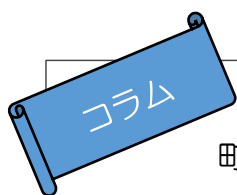
町田市では、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、心のバリアフリーを推進するため、市が使う「障害者」等の表記について、「障害」という言葉を「ひと」に関して使用する場合は、「障がい」と表記するか、可能な場合は他の言葉で表現しています。ただし、国の法令や町田市以外の地方公共団体条例・規則等に基づく制度、施設名、あるいは団体等の固有名詞についてはそのままの表記とします。

表紙の作品は、子ども発達センターに通う子どもたちが作りました。

目次

第1章 行動計画の概要.....	1
1 行動計画の目的・位置づけ.....	2
2 行動計画の計画期間.....	3
第2章 支援を必要とする子どもの状況.....	5
1 人口推移.....	6
2 障害者手帳所有児童の推移.....	7
3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況.....	9
4 通園・通学及び施設の利用について.....	10
5 相談の利用状況.....	14
6 障害児通所支援サービスの利用について.....	18
7 障害児通所支援・障害児相談支援の提供体制.....	19
第3章 行動計画の考え方.....	21
1 「町田市子ども発達支援計画（2018年度～2020年度）」の評価.....	22
2 行動計画の特徴的な取組.....	23
3 取組項目選定の考え方.....	23
第4章 行動計画の展開.....	25
1 施策の体系.....	26
2 施策の展開.....	28
基本目標Ⅰ 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている..	28
目指す姿1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している.....	28
基本施策（1） 豊かな人間性や社会性を育む場の確保.....	28
目指す姿2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している.....	31
基本施策（1） 子どもの特徴に応じた療育の充実.....	31
基本施策（2） 「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備.....	34
基本施策（3） 子どもの成長に合わせた継続的な支援.....	35
基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている.....	37
目指す姿1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている.....	37
基本施策（1） 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実.....	37
基本施策（2） 「自分らしい」子育てへの理解と支援.....	40
目指す姿2 子育てと仕事の両立ができている.....	41
基本施策（1） 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実.....	41
目指す姿3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている.....	45
基本施策（1） 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実.....	45
基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている.....	48

目指す姿1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている.....	48
基本施策（1）地域とのつながりを広げるための支援.....	48
目指す姿2 みんなが安全・安心に子育てをしている.....	50
基本施策（1） 障がい等に関する理解の促進と環境整備.....	50
第5章 行動計画の推進.....	53
1 行動計画の進行管理.....	54
2 関係機関との連携.....	55
参考資料.....	57
1 町田市子ども・子育て会議委員.....	58
2 町田市子ども発達支援計画行動計画（2021～2023）庁内検討会委員.....	59
3 計画策定の経過.....	59
4 用語解説.....	60
索引.....	66

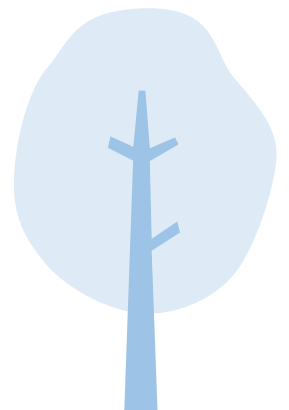


町田市の事業等をコラムで紹介します。

① 障害児通所支援の各サービス.....	30
② 障害児通所支援・障害福祉サービス利用までの流れ.....	33
③ 障害児相談支援サービスの内容.....	39
④ 子どもの発達に関する相談窓口.....	44
⑤ 子どもが使える障害福祉サービス.....	47
⑥ まちだ子育てサイトの紹介.....	51

第1章

行動計画の概要



第1章 行動計画の概要

1 行動計画の目的・位置づけ

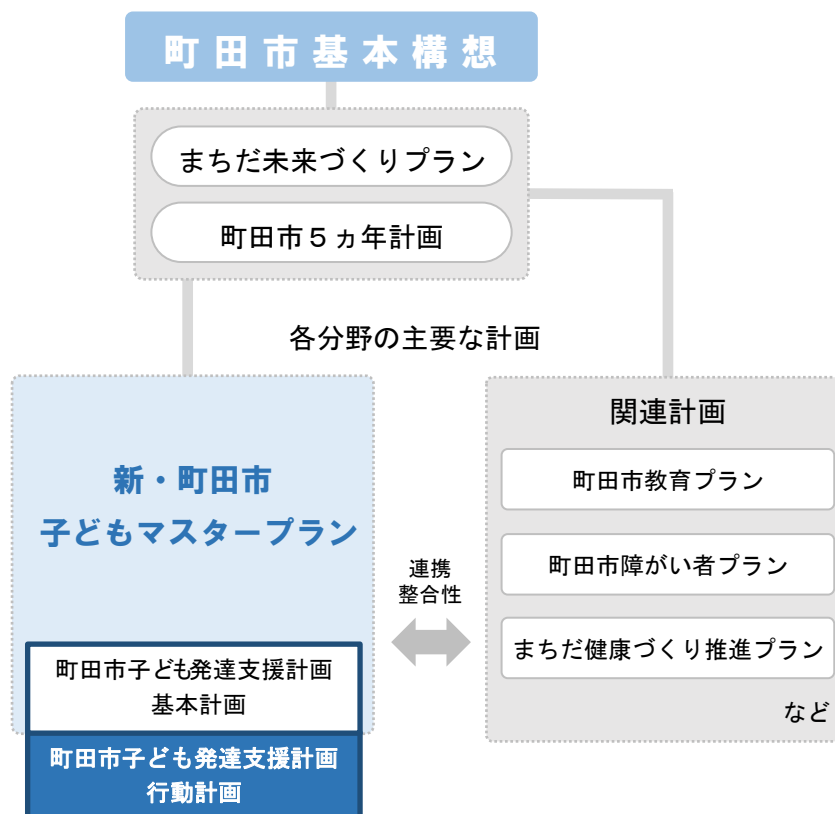
(1) 行動計画の目的・位置づけ

町田市では、2016年の児童福祉法の一部改正により「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたため、2017年度に「町田市子ども発達支援計画（2018年度～2020年度）」を策定しました。

その後、子育て施策の提供体制を計画的に確保していくために、子ども・子育て施策との一体化を進め、2019年度に策定した「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」に、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を取込みました。

今回、2020年に国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が一部改正されたことや、子どもとその家庭を取りまく社会状況の変化を受け、障がい児支援の体制のさらなる充実を推進するため、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念の実現に向けた具体的な行動内容を示した「町田市子ども発達支援計画行動計画（2021～2023）」を策定しました。

■計画の位置付け



2 行動計画の計画期間

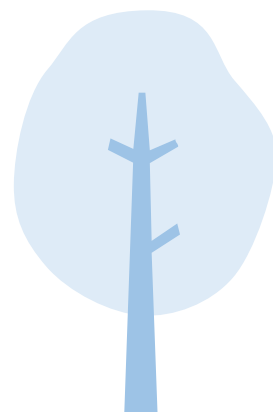
(1) 計画期間

本行動計画の期間は、2021年度を初年度とし、2023年度までの3か年とします。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
新・町田市子どもマスタープラン	新・町田市子どもマスタープラン(2015~2024)							
	(前期)子ども・子育て支援事業計画(2015~2019)		(後期)子ども・子育て支援事業計画(2020~2024)					
町田市子ども発達支援計画	町田市子ども発達支援計画(2018~2020)		町田市子ども発達支援計画基本計画(2020~2024)					
			町田市子ども発達支援計画行動計画(2021~2023)					

第2章

支援を必要とする 子どもの状況

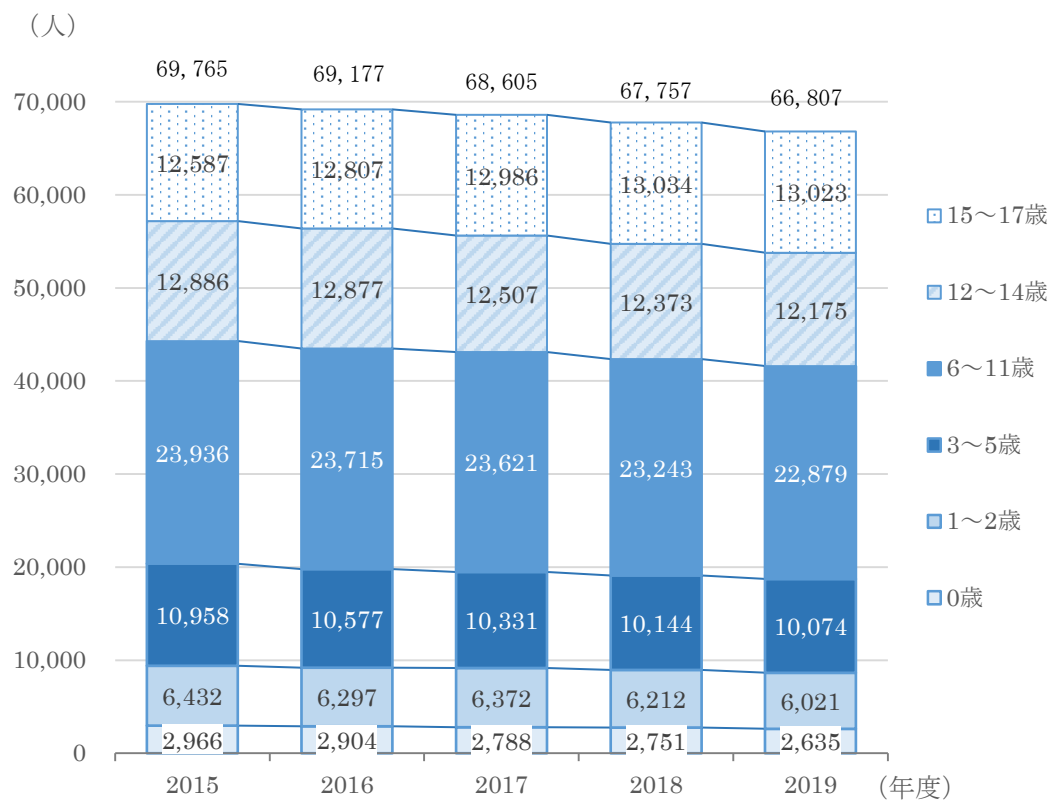


第2章 支援を必要とする子どもの状況

1 人口推移

- ・18歳未満の人口は、全体的に減少傾向にあります。

■18歳未満の年齢別人口推移



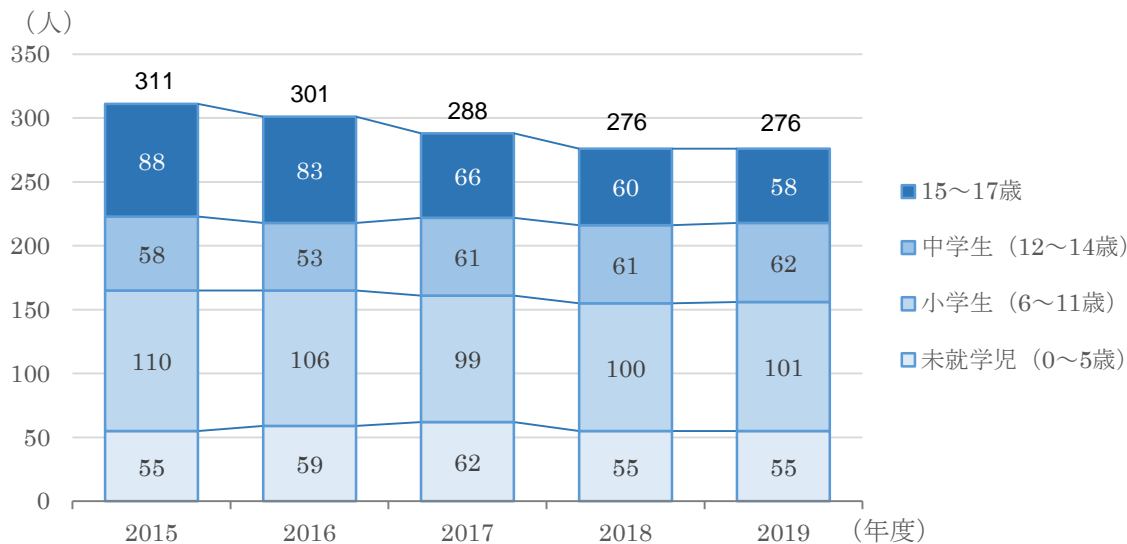
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 障害者手帳所有児童の推移

(1) 身体障害者手帳所有児童数

- 身体障害者手帳の所有児童数は、緩やかな減少傾向にあります。

■ 身体障害者手帳の所有児童数

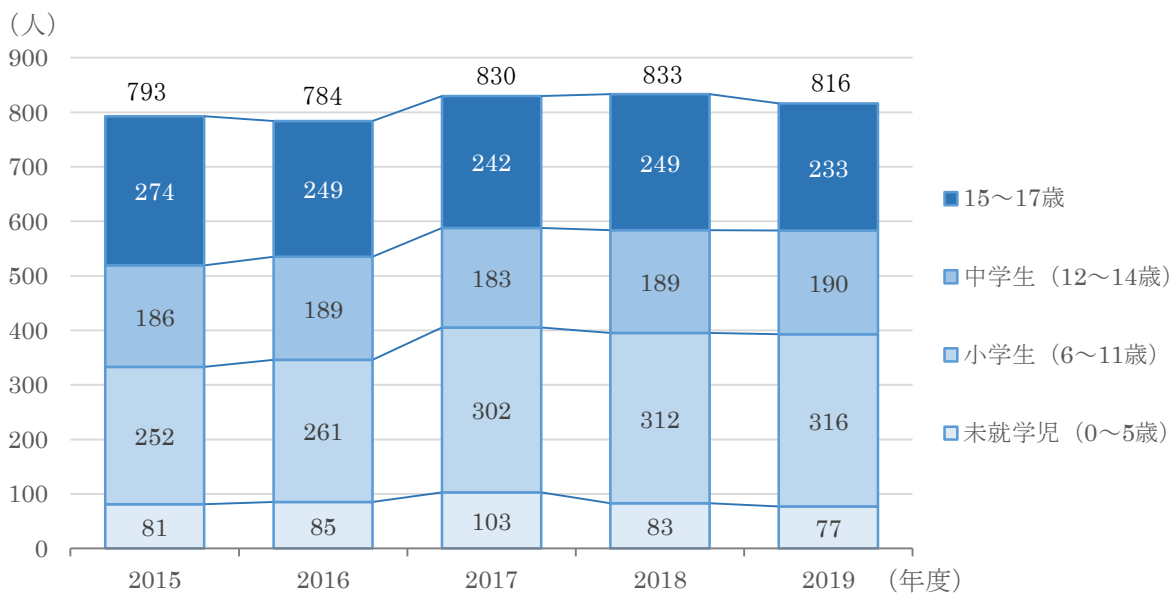


資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(2) 愛の手帳（療育手帳）所有児童数

- 愛の手帳（療育手帳）の所有児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■ 愛の手帳（療育手帳）の所有児童数

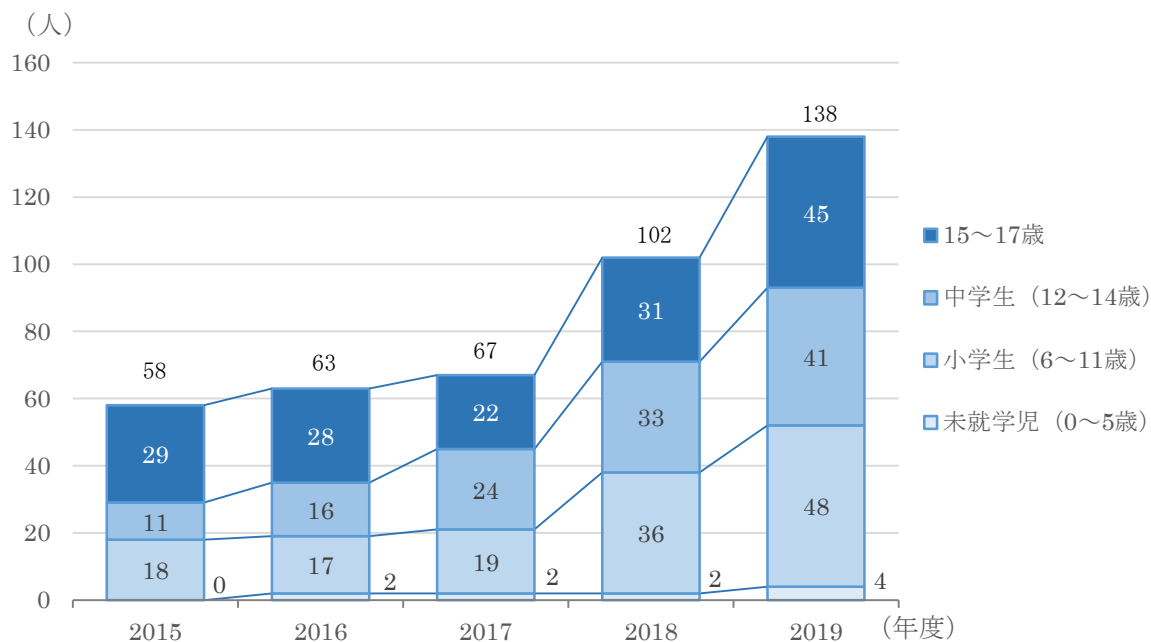


資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(3) 精神障害者保健福祉手帳所有児童数

- 精神障害者保健福祉手帳の所有児童数は増加傾向にあり、2019年度は138人で、2015年度の58人から約2.4倍となっています。

■精神障害者保健福祉手帳の所有児童数



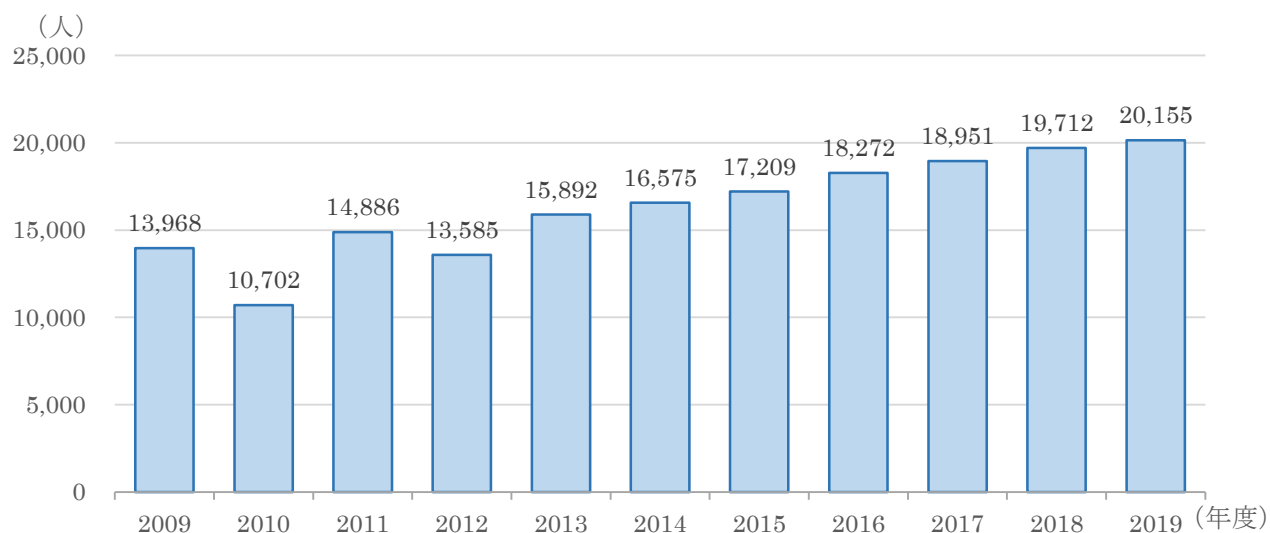
資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

3 医療的ケア児・重症心身障がい児の状況

(1) 全国における医療的ケア児数

- ・全国における医療的ケア児数は増加傾向にあり、2019年度は20,155人で、2009年度の13,968人から約1.4倍となっています。

■在宅の医療的ケア児の推計値（0～19歳）



資料：厚生労働省

(2) 町田市における小・中学校等に在籍する医療的ケア児数

■町田市の公立小・中学校・特別支援学校における医療的ケアが必要な児童・生徒数

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
小学校	通常の学級	2	2	0	0	0
	特別支援学級	1	2	0	0	0
中学校	通常の学級	0	0	0	0	0
	特別支援学級	0	0	0	0	0
特別支援学校	小学部	3	4	3	2	4
	中学部	4	5	3	4	4
	高等部	3	3	4	5	5

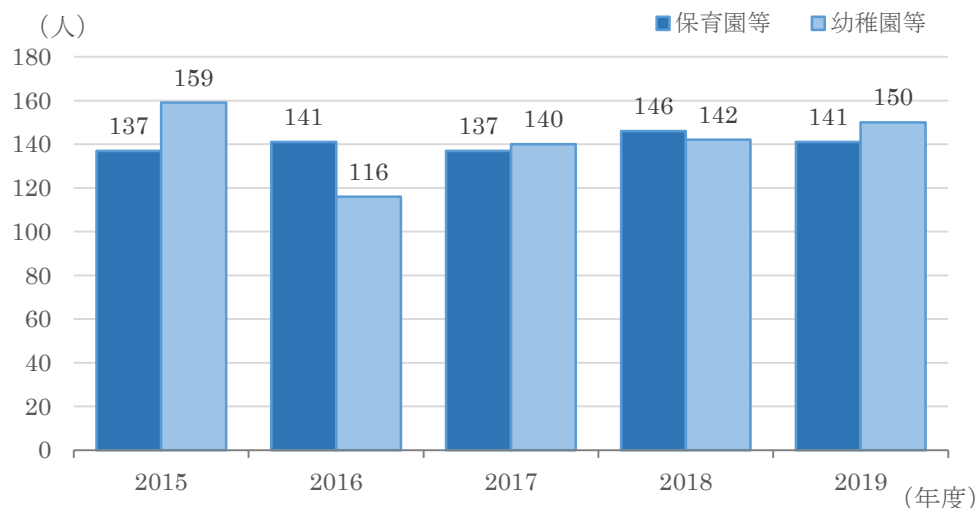
資料：町田市教育委員会教育センター／東京都立町田の丘学園

4 通園・通学及び施設の利用について

(1) 保育園・幼稚園等を利用する加配の対象児童数

- ・保育園・幼稚園等に通園している、保育士等の加配の対象となっている児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■加配の対象となっている児童数の推移（4月1日時点）



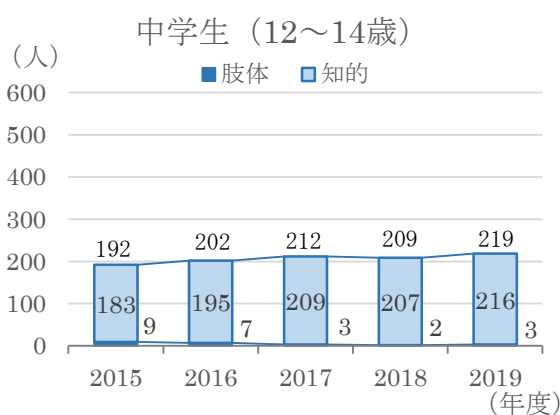
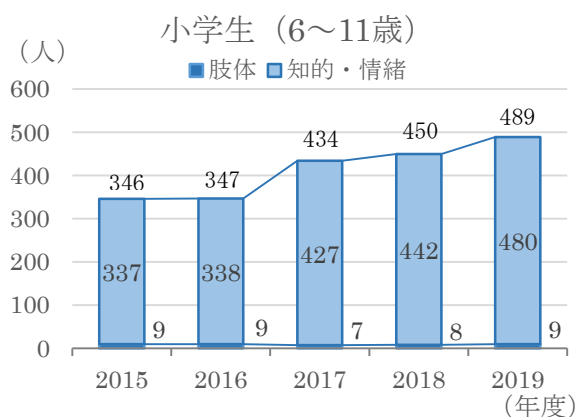
- ・保育園等には、認定こども園に通園している児童のうち、保育を必要とする子どもを含みます。
- ・幼稚園等には、認定こども園に通園している児童のうち、教育時間のみ利用の子どもを含みます。

資料：町田市子ども生活部保育・幼稚園課

(2) 特別支援学級の児童・生徒数

- ・小学校の特別支援学級に在籍する児童数は、増加傾向にあります。
- ・中学校の特別支援学級に在籍する生徒数は、2015年度からほぼ横ばいで推移しています。

■特別支援学級の児童・生徒数の推移

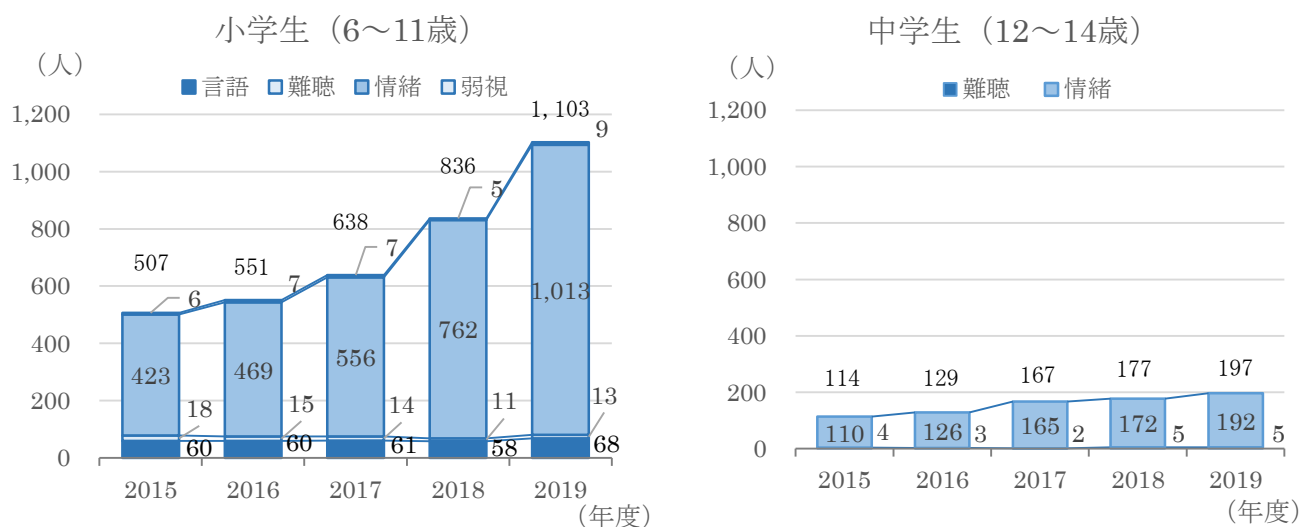


資料：町田の教育

(3) 通級指導学級の児童・生徒数

- ・小学校の通級指導学級を利用する児童は増加傾向にあり、2019年度の情緒障がい等通級指導学級の利用児は1,013人で、2015年度の423人から約2.4倍となっています。
- ・中学校においても増加傾向にあり、2019年度の情緒障がい児等通級指導学級は192人で2015年度の110人から約1.7倍となっています。

■通級指導学級の児童・生徒数の推移

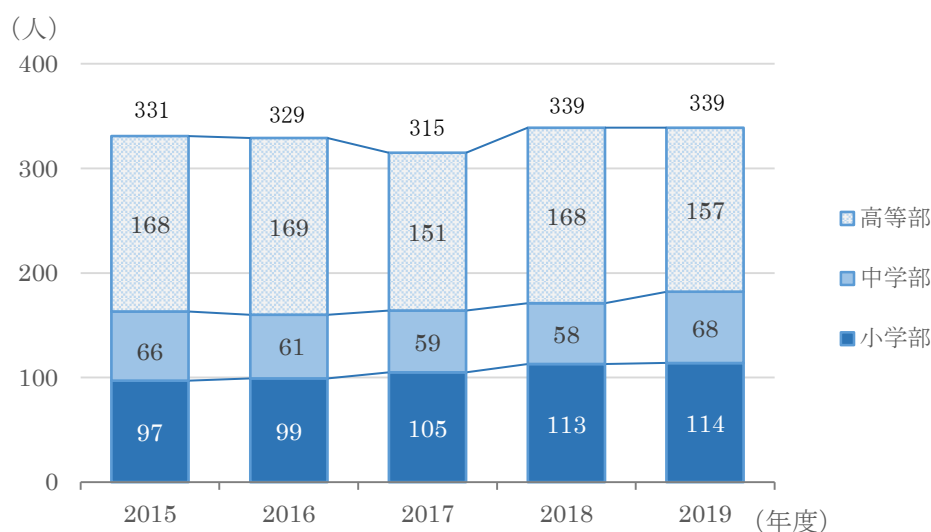


資料：町田の教育

(4) 町田の丘学園の在籍児童・生徒数

- ・知的障害教育部門に在籍する児童・生徒は、ほぼ横ばいで推移しています。

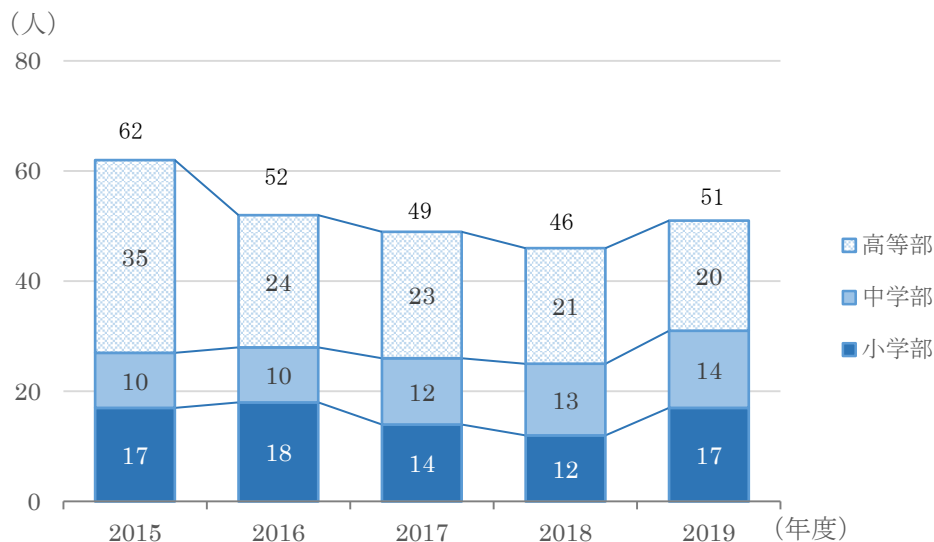
■特別支援学校「町田の丘学園」知的障がい児数の推移



資料：東京都立町田の丘学園

・肢体不自由教育部門に在籍する児童・生徒は、学部によって推移の差がまちまちで、高等部が2015年度から2016年度にかけて約2/3に減少した後は、ほぼ横ばいで推移しています。

■特別支援学校「町田の丘学園」肢体障がい児数の推移

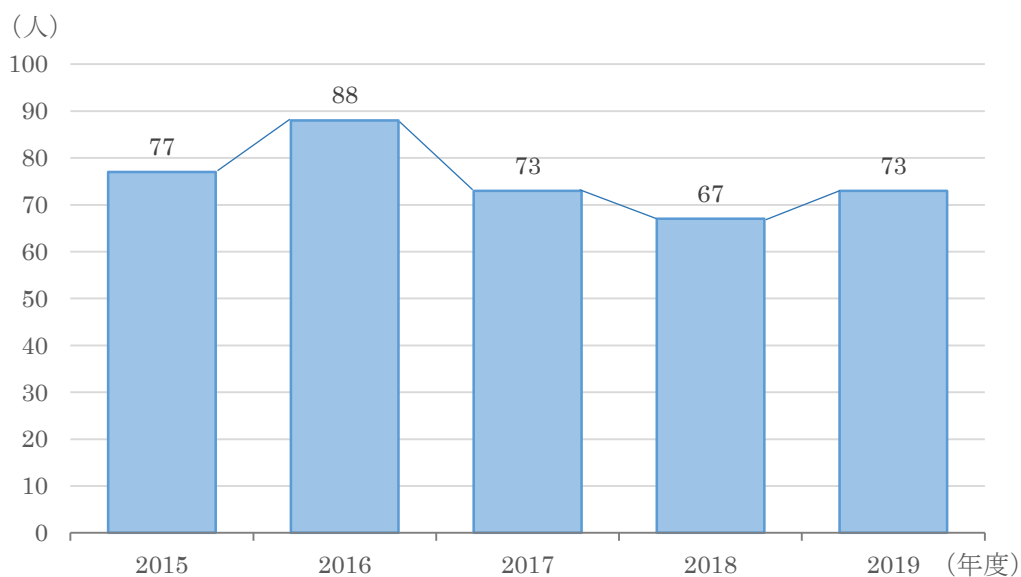


資料：東京都立町田の丘学園

(5) 学童保育クラブにおける指導員の加配対象児童数

・学童保育クラブにおける、指導員等を加配する対象となっている児童数は、ほぼ横ばいで推移しています。

■学童保育クラブ加配対象児童数の推移（4月1日時点）

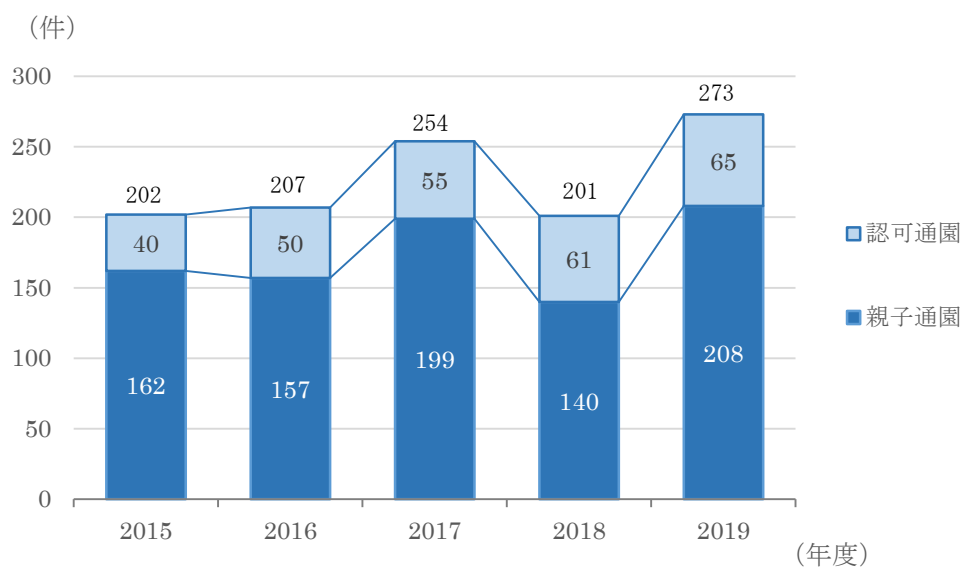


資料：町田市子ども生活部児童青少年課

(6) 子ども発達センターにおける療育サービスの利用状況

- ・認可通園・親子通園の利用児童件数は、2018年度は一時減少しましたが、2019年度は再び増加しています。

■子ども発達センター利用児童件数の推移



資料：町田市子ども発達センター

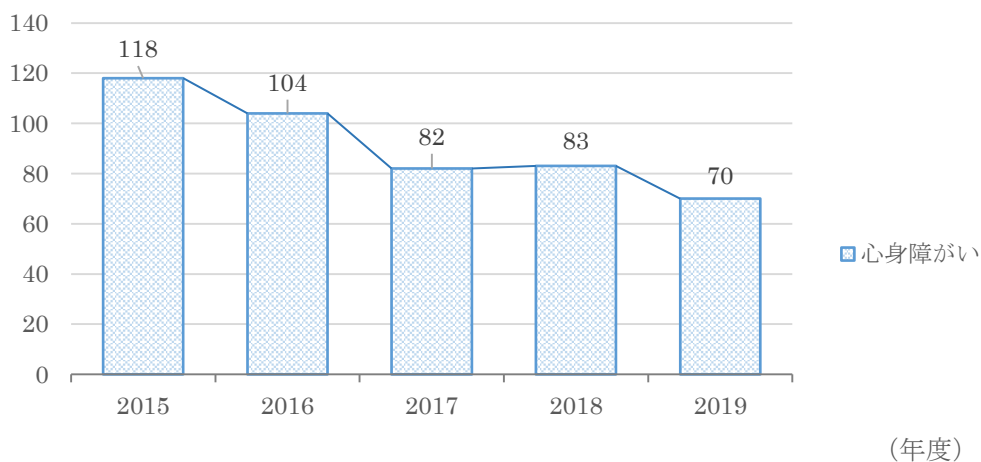
5 相談の利用状況

(1) 保健師への相談件数

- 心身障がい相談件数は2015年度以降、減少傾向にあります。乳児や幼児に関する相談件数は、2019年度は新型コロナウイルス感染症防止のため大きく減少しています。

■心身障がいの相談件数の推移

(件)

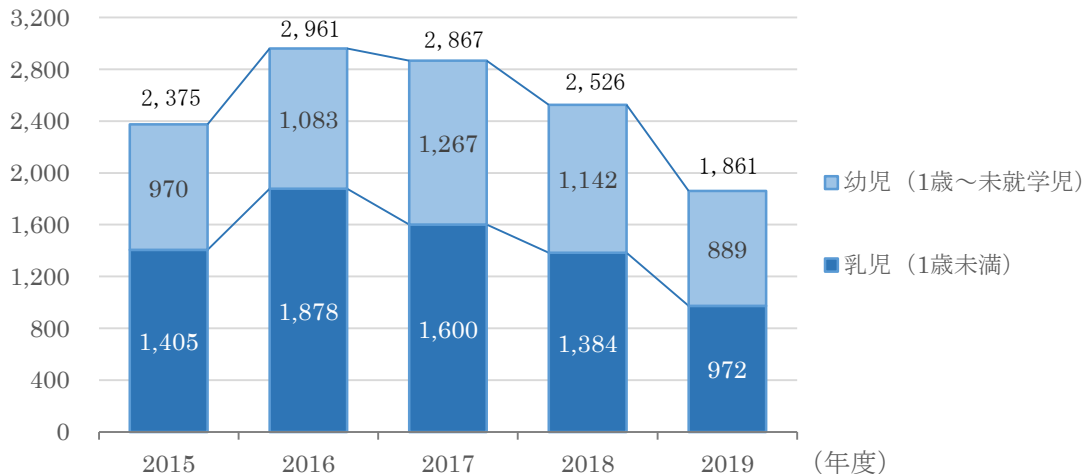


(年度)

資料：町田市保健所保健予防課

■乳幼児に関する相談件数の推移

(件)

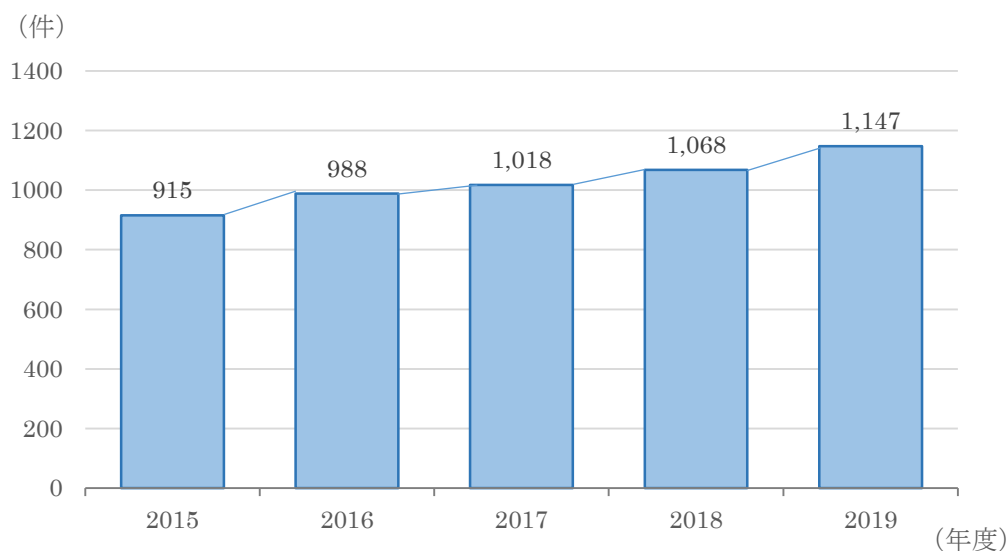


資料：町田市保健所保健予防課

(2) 子ども発達センターの相談件数

- 子ども発達センターの相談件数は増加傾向にあり、2019年度は1,147件で、2015年度の915件から約1.25倍となっています。

■子ども発達センターの相談件数の推移

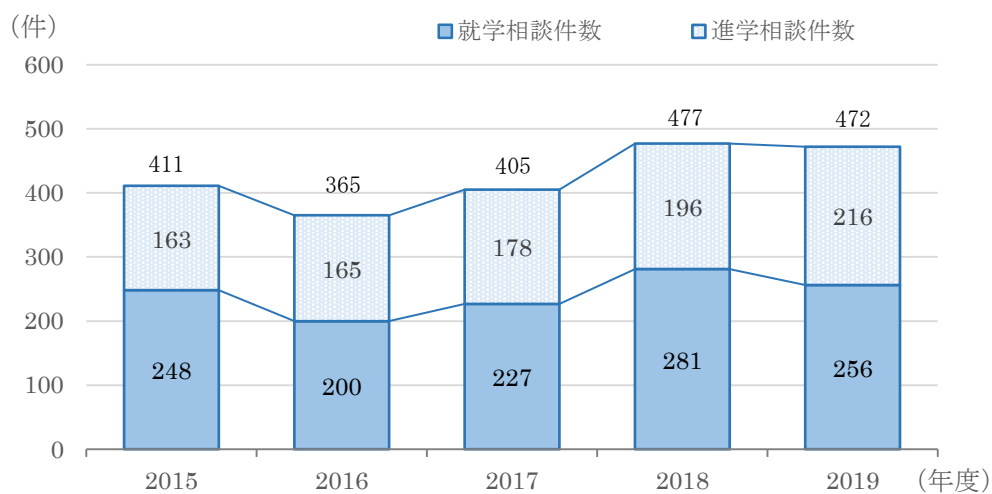


資料：町田市子ども発達センター

(3) 教育センターの相談件数

- 就学相談及び進学相談件数は、増加傾向にあります。

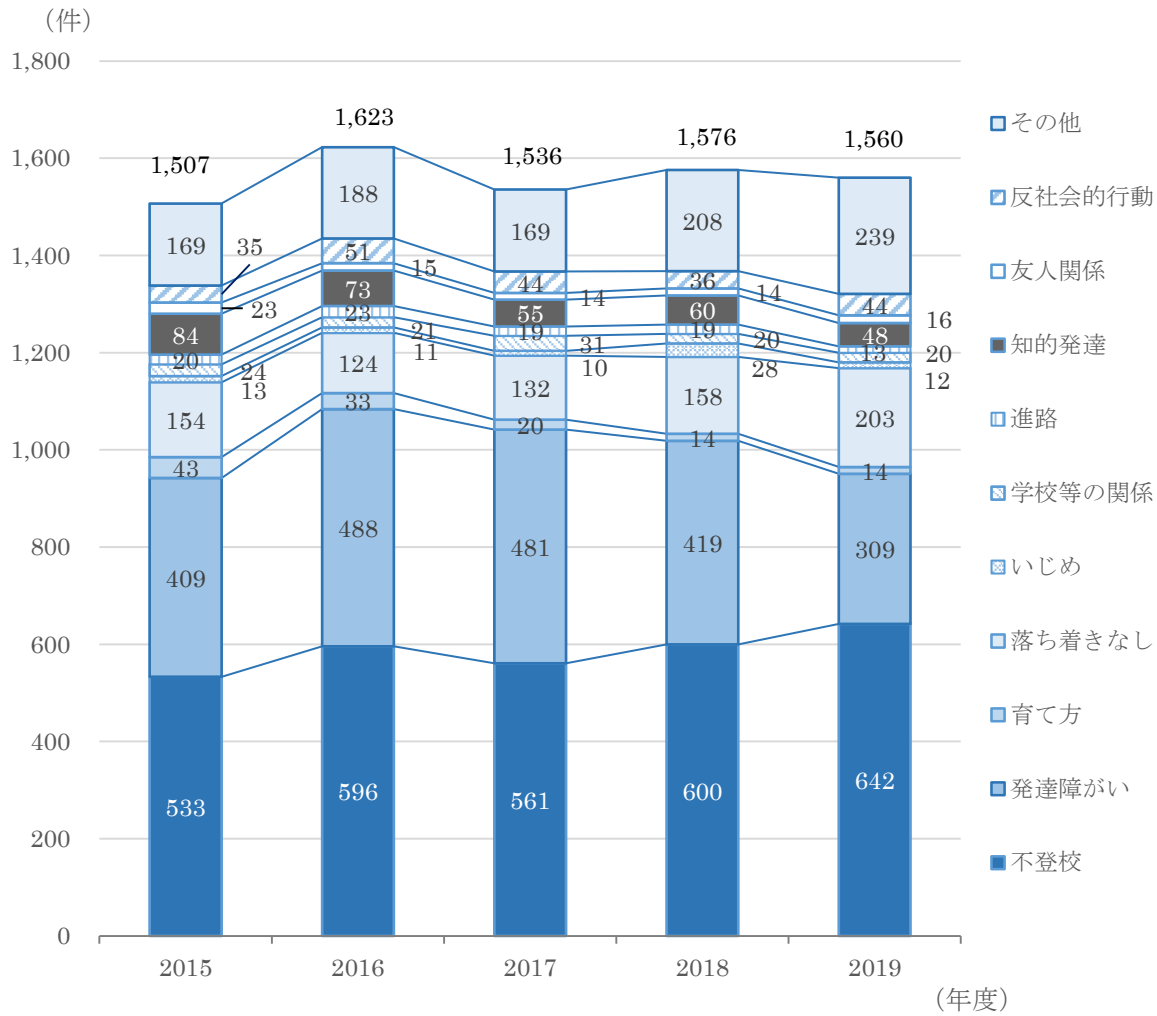
■就学相談及び進学相談件数の推移



資料：町田の教育

• 教育相談の件数の合計は、ほぼ横ばいで推移しています。発達障がいの相談件数は、減少傾向にあります。

■ 教育相談件数の推移

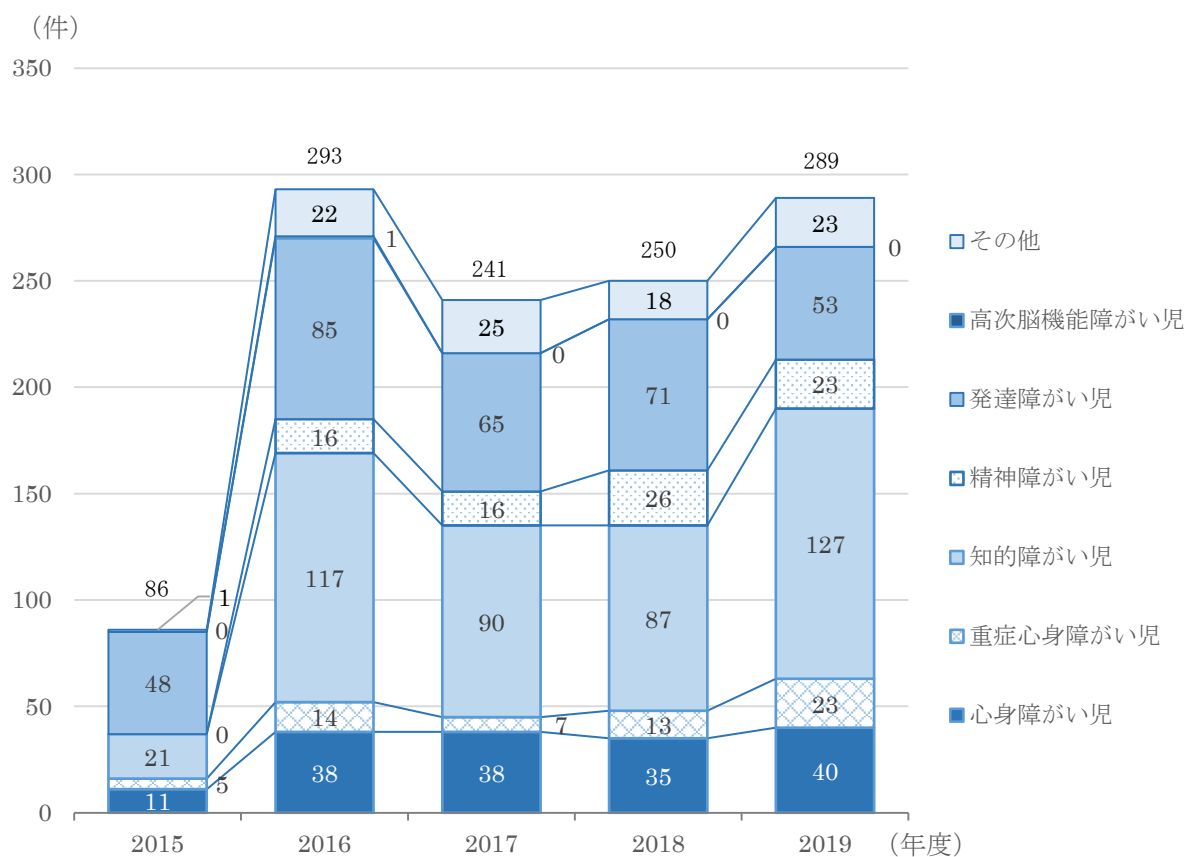


資料：町田の教育

(4) 障害児相談支援の利用状況

- 相談件数は、5 か所の障がい者支援センターを立ち上げた 2016 年度に大きく増加しました。2017 年度、2018 年度は一時減少しましたが、2019 年度は再び増加しています。

■ 障がい児の相談件数の推移



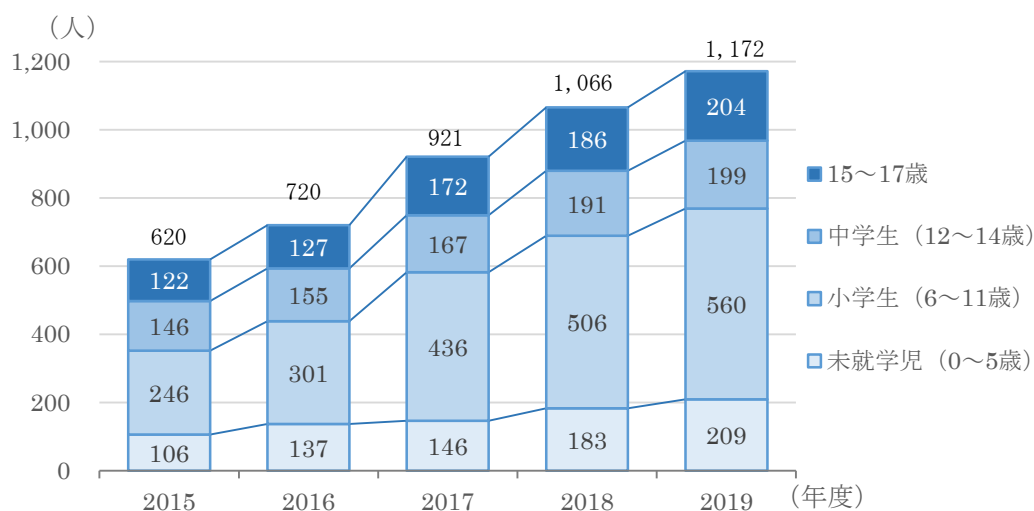
資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

6 障害児通所支援サービスの利用について

(1) 障害児通所支援受給者証取得児童数

- 障害児通所支援受給者証を取得する児童数は、増加傾向にあります。特に小学生は大きく増加しています。

■ 障害児通所支援受給者証所持児童数の推移

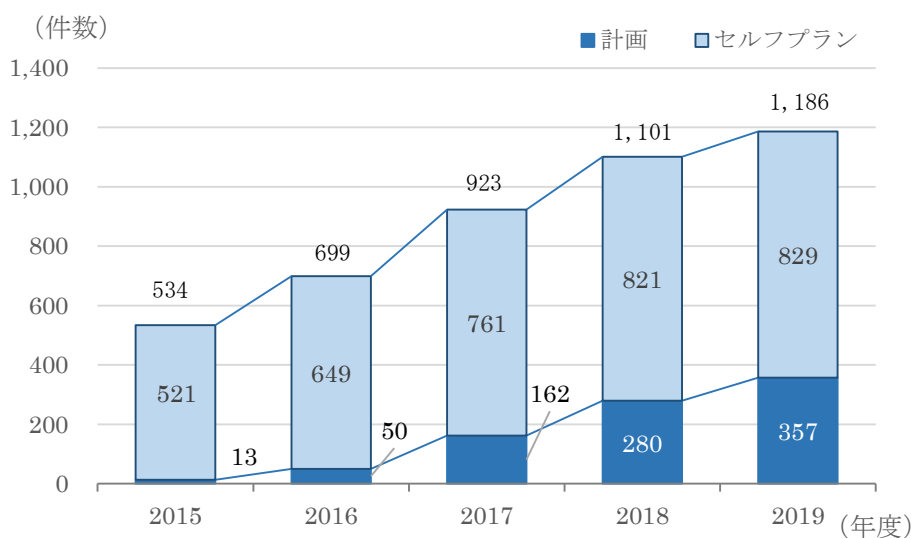


資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

(2) 障害児支援利用計画の作成状況

- 障害児支援利用計画の作成件数は増加傾向にあり、2019年度は1,186件で、2015年度の534件から約2.2倍となっています。

■ 障害児支援利用計画の作成件数



資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

7 障害児通所支援・障害児相談支援の提供体制

(1) 障害児通所支援等の提供体制

- ・障害児通所支援を行う事業所は、児童発達支援が 12 か所、放課後等デイサービスが 31 か所あります。
- ・保育所等訪問支援は、町田市子ども発達センターが行っています。
- ・障害児相談支援を行う事業所は年々増加しており、2020 年度は 11 か所あります。

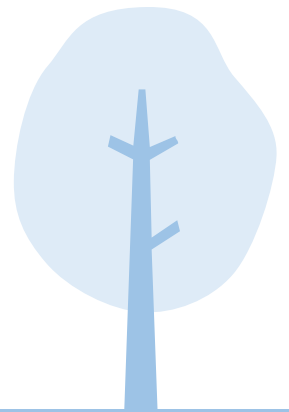
■障害児通所支援等 年度ごと事業所数（4月1日時点） (か所)

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
児童発達支援		5	7	10	11	11	12
(うち、重症 心身障がい 児・医療的ケ ア児の受入れ 可能事業所)	重症心身 障がい児	0	1	2	2	2	2
	医療的 ケア児	0	0	2	2	2	2
放課後等デイサービス		16	23	30	31	30	31
(うち、重症 心身障がい 児・医療的ケ ア児の受入れ 可能事業所)	重症心身 障がい児	0	1	3	3	3	3
	医療的 ケア児	0	1	3	3	3	3
保育所等訪問		0	0	1	1	1	1
障害児相談支援		3	2	3	7	10	11

資料：町田市地域福祉部障がい福祉課

第3章

行動計画の考え方



第3章 行動計画の考え方

1 「町田市子ども発達支援計画(2018年度～2020年度)」の評価

「町田市子ども発達支援計画(2018年度～2020年度)」に基づきさまざまな取組を行ったことにより、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できる環境を構築することができました。

個々の取組成果として、まず子ども発達センターが療育・相談機能の中心となり、認可通園事業、併行通園事業や相談事業をとおして、発達に支援が必要な子どもが専門的な支援を受けられるように努めました。特に相談事業については、対象を未就学児から18歳未満の児童に拡大し、相談機関の連携の核となることで、切れ目のない相談体制を整備しました。

次に、保育園や学童保育クラブへの障がい児の受入れを進め、発達に支援が必要な子どもとその家族が、地域で不安や負担を抱えることなく安心して暮らせるように支援を行いました。特に、保育園等における集団生活への適応のための支援を行う保育所等訪問支援事業については、ニーズの高まりに対応するため、子ども発達センターにおける支援体制の充実を図るとともに、学童保育クラブも対象施設として拡充しました。

また、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障がい児を支援するため、医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会を設置し、医療的ケア児の保育園への受入れを進めるとともに、医療的ケア児支援コーディネーターの配置や、居宅訪問型児童発達支援を開始しました。

さらに、障がい等の有無にかかわらず、子どもが地域で多様な遊びや体験に参加し、さまざまな人と交流できるように、子育てひろば等への子ども発達センター職員の同行参加や、子どもクラブの整備などの環境整備を行いました。また、子どもの発達に関する地域での公開講座やリーフレットの作成・配布により、障がい等に関する地域における理解の促進に努めました。

本行動計画では、これまでの課題を踏まえつつ、新たな課題にも取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン^{*})をさらに推進します。

*この計画において「インクルージョン」とは、「すべての人が障がい等についての理解を深め、障がいのあ
る人もない人も、ともに暮らすことができるように、人格と個性が尊重されて社会的に包容されていること。」
と考えます。

2 行動計画の特徴的な取組

○ 相談支援体制の充実・強化

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、相談支援体制の質の向上を目的に、市内事業者との連携強化に取り組み、相談支援体制を整備します。

○ 医療的ケア児や重症心身障がい児への支援体制の整備

医療的ケア児や重症心身障がい児への支援については、医療的ケア児とその家族からの相談に対応する医療的ケア児コーディネーターを中心とした総合的な支援体制の構築に取り組みます。

3 取組項目選定の考え方

2019年度に策定した「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」では、「町田市子ども発達支援計画」の基本的な理念を掲載していますが、本行動計画では、障がい児支援の体制をさらに充実するため、2021年度～2023年度までの間に取り組む事業について基本施策を実現する要素を明確化する必要がありました。

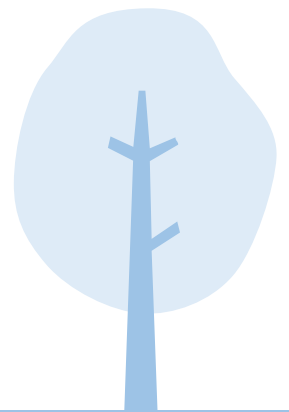
そのため、取組項目を選定するにあたり3つの選定基準を定め、基準を1つ以上満たす事業を取組項目として選定しています。

選定基準

- ① 障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できる
- ② 地域社会への参加ができる
- ③ 包容（インクルージョン）を推進する

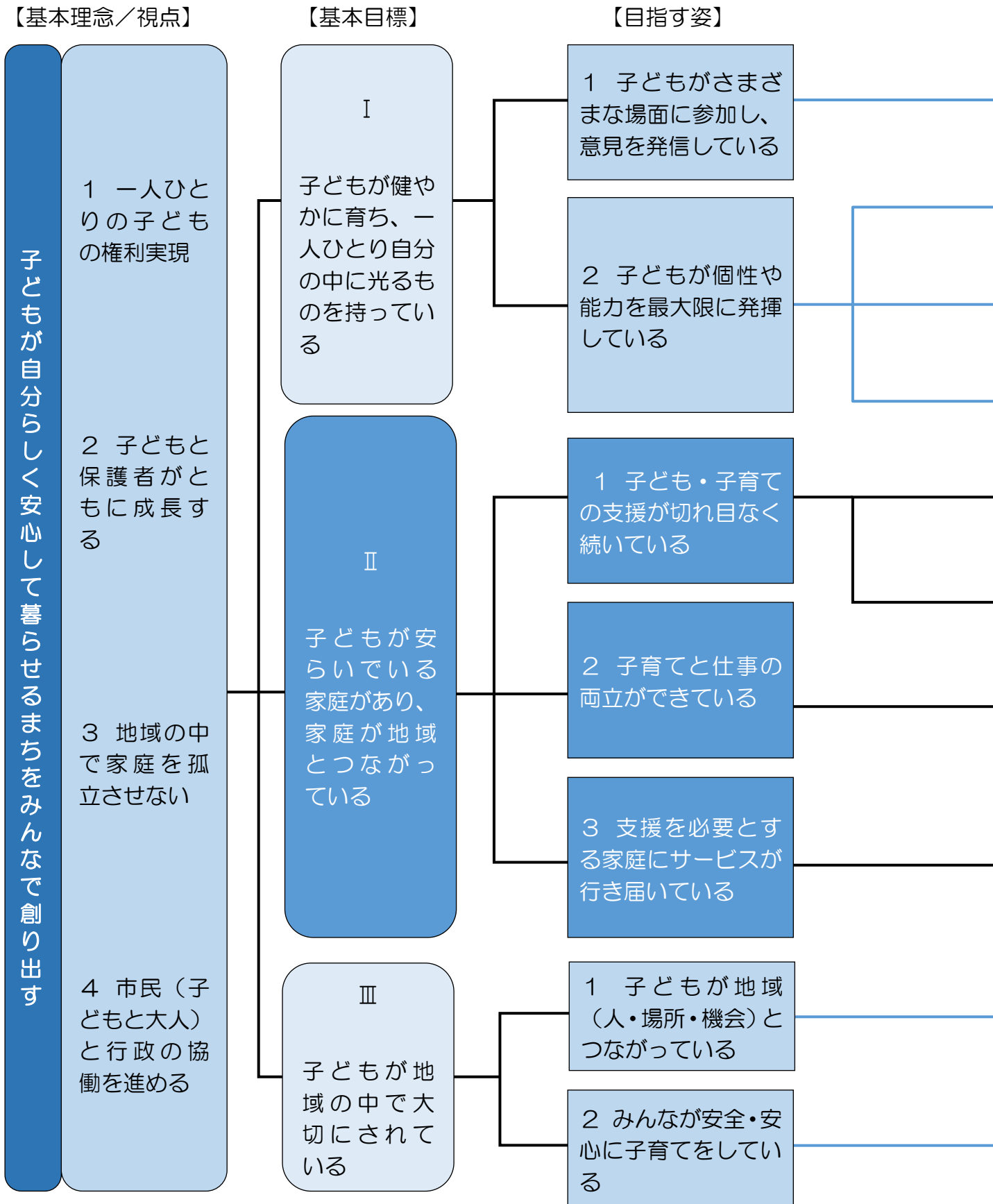
第4章

行動計画の展開



第4章 行動計画の展開

1 施策の体系



【基本施策（施策の方向）】

I-1-(1) 豊かな人間性や社会性を育む場の確保 P28

I-2-(1) 子どもの特徴に応じた療育の充実 P31

I-2-(2) 「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備 P34

I-2-(3) 子どもの成長に合わせた継続的な支援 P35

II-1-(1) 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実 P37

II-1-(2) 「自分らしい」子育てへの理解と支援 P40

II-2-(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実 P41

II-3-(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実 P45

III-1-(1) 地域とのつながりを広げるための支援 P48

III-2-(1) 障がい等に関する理解の促進と環境整備 P50

2 施策の展開

[施策の展開]

基本目標 I 子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている

目指す姿 1 子どもがさまざまな場面に参加し、意見を発信している

基本施策（1）豊かな人間性や社会性を育む場の確保

[施策の方向性]

すべての子どもがさまざまな活動に参加し、豊かな人間性をつくり、意思疎通を図る力を育むことができるよう、外出や社会参加の確保を図ります。

[主な取組]

取組	内容				担当課
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。				子ども発達支援課
指標	実施回数（回）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	8	8	8	8	

取組	内容				担当課
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで各年間36回程度開催します。				障がい福祉課
指標	開催回数（回）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	24	36	36	36	

取組	内容				担当課
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。				障がい福祉課
指標	開催回数（回）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	3	1	1	1	

障害児通所支援は、療育や訓練等が必要な子どもに、日常生活の基本的動作の指導や、集団生活への適応訓練等を行うサービスです。「通所受給者証」を取得してからご利用いただけます。

障害児通所支援	児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	未就学で肢体不自由の障がい児に、発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等があるために外出することが著しく困難な子どもの家庭に伺って、発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、放課後や長期休暇中などにおいて、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
	保育所等訪問支援	保育所等に通園する障がい児に、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための、専門的な支援を行います。

■障害児通所支援の利用状況等と量の見込み（1か月あたり）

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 (現在)	2021年度	2022年度	2023年度
児童発達支援	利用人数	166人	229人	233人	240人	240人	259人	259人
	利用日数	1,845日	2,362日	2,351日	2,380日	2,400日	2,592日	2,592日
医療型児童発達支援	利用人数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
	利用日数	11日	13日	12日	12日	12日	12日	12日
居宅訪問型児童発達支援	利用人数	0人	0人	2人	2人	2人	2人	2人
	利用日数	0日	0日	6日	6日	6日	6日	6日
放課後等デイサービス	利用人数	621人	684人	739人	712人	733人	755人	778人
	利用日数	7,873日	8,455日	8,630日	8,580日	8,837日	9,103日	9,376日
保育所等訪問支援	利用人数	8人	9人	27人	30人	35人	40人	45人
	利用日数	12日	10日	46日	50日	60日	70日	80日
障害児相談支援	利用人数 (年間)	162人	280人	357人	400人	420人	440人	470人

目指す姿2 子どもが個性や能力を最大限に発揮している

基本施策(1) 子どもの特徴に応じた療育の充実

[施策の方向性]

一人ひとりの子どもの発達に応じた質の高い療育を提供し、地域での生活を基本として大人になる力をつけることができるよう、体制の充実を図ります。

[主な取組]

取組	内容			担当課
子ども発達センターの認可通園事業	子ども発達センターで、未就学児を対象に日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。			子ども発達支援課
指標	子ども発達センターの認可通園部門の定員数(人)			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	40	40	40	40

取組	内容			担当課
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に伺い、集団生活への適応のための支援を行います。			子ども発達支援課
指標	利用回数(回)			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	120	120	125	130

取組	内容			担当課
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等に通園している児童を対象に、週1日子ども発達センターで専門的な支援を行います。			子ども発達支援課
指標	利用児童数(人)			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	26	30	30	30

取組	内容			担当課
居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等があるために外出することが著しく困難な子どもの家庭に伺い、発達支援を行います。			子ども発達支援課
指標	支援の実施			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	実施	実施	実施	実施・検証

施策コード：I-2-(1) 子どもの特徴に応じた療育の充実

取組	内容			担当課
子ども発達センターの民間活力導入	子ども発達センターの認可通園部門に民間活力を導入します。			子ども発達支援課
指標	導入			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	導入準備	導入準備	導入	-

取組	内容			担当課
（仮称）西部地域子ども発達センターの検討	子ども発達センターと市域を分担して、療育と相談を受けられる施設の設置について検討します。			子ども発達支援課
指標	設置			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	検討	検討	検討	検討

取組	内容			担当課
グループ指導事業	幼稚園・保育園・認定こども園等に通っている年少から年長児が少人数で活動しながら、集団活動に参加する姿勢を身に付けられるよう支援を行います。			子ども発達支援課
指標	利用者児童数（人）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	300	300	300	300

障害児通所支援・障害福祉サービスは、障がい等のある児童が必要とするサービスを利用するための制度です。利用者がサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

相談
・
申請

利用したいサービスについて相談し、申請します。
(サービス等利用計画(障害児支援利用計画)案の作成が必要です。)

訪問調査

生活や障がい等の状況についての面接調査を行うために、調査員が伺います。

決定通知

生活状況やサービスの利用意向を踏まえ支給決定が行われ、受給者証が交付されます。

契約

受給者証が交付されたら、利用者が自ら選んだサービス事業者に受給者証を提示して、利用にかかる契約を行います。

サービス
利用

サービスを利用します。
(利用者負担がある場合にはサービス事業者または施設に支払います。)

基本施策（2）「生きる力」をバランスよく育む教育環境の整備

〔 施策の方向性 〕

発達に支援が必要な子どもが、身近な地域とのつながりを保ちながら、適切な教育を受けられる体制の充実を図ります。

〔 主な取組 〕

取組	内容				担当課
通常の学級及び特別支援学級における支援	通常の学級や特別支援学級における特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置するとともに安定的な人材確保に努め、各学校の状況に応じた適正な配置を行います。				教育センター
指標	配置小学校数・中学校数（校）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	42・20（全校）	42・20（全校）	42・20（全校）	42・20（全校）	

取組	内容				担当課
サポートルーム（通級指導学級巡回指導）の実施	小・中学校全校においてサポートルーム（情緒障がい等通級指導学級の巡回指導）を実施します。				教育センター
指標	サポートルームの全校実施				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

取組	内容				担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。				教育センター
指標	副籍交流の実施				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

取組	内容				担当課
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級を整備します。				教育センター
指標	特別支援学級新規設置校数（校）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	0	1	1	検討	

基本施策（3）子どもの成長に合わせた継続的な支援

〔 施策の方向性 〕

就園・就学によって支援が途切れることがないよう情報を確実に引継ぐなど、各機関が緊密に連携して、成人への移行期も含めた切れ目のない一貫した支援体制を整えます。

〔 主な取組 〕

取組	内容			担当課
特別支援教育巡回相談員による支援	特別支援教育巡回相談員が、学校からの要請に応じ専門家チーム専門員・特別支援学級専任相談員と共に学校を訪問し、通常の学級や特別支援学級に在籍する、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。			教育センター
指標	指導・助言の実施			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	実施	実施	実施	実施

取組	内容			担当課
町田市立小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・特別支援学校連絡協議会	保育園・幼稚園等、子ども発達センター、公立小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。			教育センター
指標	開催回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	1	2	2	2

取組	内容			担当課
進路先への引継ぎ	特別な支援を必要とする生徒が中学校を卒業する際に、進路先への「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の引継ぎを行い、進路先への適切な支援が継続されるようにします。			教育センター
指標	引継の実施			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	試行	実施	実施	実施

施策コード：I-2-(3) 子どもの成長に合わせた継続的な支援

取組	内容			担当課
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、特別な支援を必要とする子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。			教育センター
指標	就学相談、進学相談の実施			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	実施	実施	実施	実施

取組	内容			担当課
療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。			子ども発達支援課
指標	療育記録ノートの配布			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	作成	配布	配布	配布

基本目標Ⅱ 子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている

目指す姿1 子ども・子育ての支援が切れ目なく続いている

基本施策(1) 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実

[施策の方向性]

身近で相談しやすい環境を整え、障がい等を早期に発見するとともに、子どもや家庭の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、相談支援体制を充実させます。

[主な取組]

取組	内容				担当課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育、精神発達の重要な時期に、健康診査を実施します。				保健予防課
指標	受診率 (%)				
目標	現状 (2019 年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	96.6%	96.0%以上	96.0%以上	96.0%以上	

取組	内容				担当課
子育てひろば巡回相談事業	地域で子育てをしている保護者が身近な場所で子どもの発達に関する相談ができ、子どもの特徴に合った子育ての知識を持つことで自信をもって子育てできるように、子ども発達センターの職員が「子育てひろば」を巡回します。				子ども発達支援課
指標	巡回数 (回)				
目標	現状 (2019 年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	15	20	20	20	

取組	内容				担当課
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業(子育てひろば事業)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。				子育て推進課
指標	相談件数 (件)				
目標	現状 (2019 年度)	2021 年度	2022 年度	2023 年度	
	15,616	17,000	17,500	18,000	

施策コード：Ⅱ-1-(1) 子どもや家庭状況に応じた相談支援体制の充実

取組	内容			担当課
障害児相談支援事業	障害児通所サービス及び障害福祉サービスを必要としている子どもと保護者が、相談支援専門員のケアマネジメントにより、適切にサービスの利用ができるように支援します。			子ども発達支援課
指標	障害児相談支援を利用した計画作成数（件）・作成率（%）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	357件・30%	420件・35%	440件・37%	470件・40%

取組	内容			担当課
障害児相談支援事業者連絡協議会	市内の障害児相談支援事業者の連絡会を開催し、相談支援サービスについて相談事業者への専門的な助言・人材育成等について連携を強化します。			子ども発達支援課
指標	開催回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	0	2	2	2

障害児相談支援は、サービスを効果的に利用するためにマネジメントを行うサービスで、「サービスの利用に向けた支援」と「サービスを使用してからの支援」があります。このサービスを利用するには、町田市に利用申請した上で、障害児相談支援を行う事業所と契約します。

地域のさまざまなサービスに精通し、障がい児等の相談に関する専門的な訓練を経た「相談支援専門員」が支援します。子どもが第一子で幼いときなど、保護者が子育てや行政サービスの利用に慣れていない場合などには、このサービスを利用することで、子どもや家庭に合ったサービスを選択しやすくなります。

サービスの利用に向けた支援

子ども本人やその家庭の状況に合ったサービスを紹介するなどして、「通所受給者証」の交付手続きに必要なサービス等利用計画（障害児支援利用計画）案を作成します。利用が決定した際は、サービス事業所等との連絡調整、決定内容に基づくサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成を行います。

サービスを利用してからの支援

サービス利用開始後、そのサービスの内容が適切かどうか一定期間ごとに利用状況の検証を行い、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）の見直し（モニタリング）をします。その結果に基づく計画の変更など、サービスを効果的に利用するための助言等を行います。

基本施策（2）「自分らしい」子育てへの理解と支援

〔 施策の方向性 〕

子どもと向き合いながら子育てができるよう、保護者が子どもの特徴について理解を深めるための勉強会や研修会の充実を図ります。

〔 主な取組 〕

取組	内容				担当課
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、親子で共に参加する療育プログラムを行います。				子ども発達支援課
指標	参加親子数（組）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	157	200	200	200	

取組	内容				担当課
ペアレントトレーニング事業	子ども発達センターを利用している4・5歳児の保護者を対象に、グループディスカッションやロールプレイなどを通して子どもの発達の特徴や接し方の理解を深める機会を提供し、子どもとのより良い関わり方を学びながら楽しく子育てができるように支援します。				子ども発達支援課
指標	利用家族数（家族）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	16	16	16	16	

取組	内容				担当課
ペアレントメンターの養成	同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり、適切な機関へつなぐペアレントメンターとなる人材を養成します。				子ども発達支援課
指標	ペアレントメンター登録数（人）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	0	2	2	2	

目指す姿2 子育てと仕事の両立ができている

基本施策（1）不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実

〔 施策の方向性 〕

発達に支援が必要な子どもに対して、教育・保育サービスを提供する機関が適切なサービスを提供できるよう、専門機関との連携を図り、療育や教育・保育サービスの充実を図ります。

〔 主な取組 〕

取組	内容				担当課
保育園等での医療的ケア児の受入れ	医療的ケア児の保育園等での受入れについて「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき受け入れを行います。				保育・幼稚園課
指標	公立保育園数（か所）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	3	5	5	5	

取組	内容				担当課
保育園等での障がい児の受入れ	障がいのある児童の受入れについて、安全に受け入れができるよう、医療、保育関係機関と相談して行います。				保育・幼稚園課
指標	障がい児の受入れ				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

取組	内容				担当課
学童保育クラブ事業	障がいのある児童と低学年児童は、一定の期間に申請があれば原則全員入会とし、また、年度途中の入会申請についても、高学年児童より優先する取り扱いとすることで、子育てと仕事の両立を支援します。				児童青少年課
指標	障がいのある児童の入会				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

施策コード：Ⅱ-2-(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実

取組	内容			担当課
出張相談事業	発達に支援が必要な子どもが、地域の集団の場で適切な配慮のもとに過ごすことができるように、各園からの依頼を受けて子ども発達センターの職員が訪問し、集団場面での対応について助言します。			子ども発達支援課
指標	出張回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	59	60	60	60

【再掲】

取組	内容			担当課
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に伺い、集団生活への適応のための支援を行います。			子ども発達支援課
指標	利用回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	120	120	125	130

取組	内容			担当課
療育セミナー事業	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。			子ども発達支援課
指標	実施回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	2	3	3	3

取組	内容			担当課
療育実地研修	子どもが通う施設の職員の知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。			子ども発達支援課
指標	研修受講者の満足度（%）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	-	75	80	85

施策コード：Ⅱ-2-(1) 不安や悩みに寄り添った教育・保育サービス等の充実

取組	内容			担当課
特別支援教育コーディネーターの資質向上	特別支援教育コーディネーターを対象とした、資質向上のための特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。			教育センター
指標	開催回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	5	4	4	4

取組	内容			担当課
療育機関懇談会	情報共有やサービスの質の向上のため、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者と子ども発達センターの懇談会を開催します。			子ども発達支援課
指標	開催回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	0	2	2	2

取組	内容			担当課
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。			子ども家庭支援センター
指標	情報を共有した児童の数（人）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	946	770	780	790

取組	内容			担当課
子どもとその家庭の総合相談	0歳から18歳未満の子どもと家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題解決に向けたサポートを行います。			子ども家庭支援センター
指標	新規相談件数（件）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	4,044	3,900	4,100	4,300

0歳から18歳未満の子どもの発達に関する相談窓口について、保健所や教育センターなどと連携して、子ども発達センターが相談機関の核となって切れ目のない相談体制を整えました。

相談機関	事業内容
子ども発達センター	0歳から18歳未満の子どもの発達に関するすべての相談を受け、連携する各施設をご案内します。また、子どもの障がい福祉サービス等の申請受付を行います。【子ども発達支援課】
保健所	妊娠や出産・育児、予防接種、子どもの発育・発達に関する相談を行っています。【保健予防課】
地域子育て相談センター	子育ての悩みや困りごとの相談受付、マイ保育園の案内、子育てひろばを実施しています。子育てひろばでは、保護者同士の交流もできます。【地域子育て相談センター】
子ども家庭支援センター	0歳から18歳未満の子どもとその家庭からの相談を受けます。来所相談（予約可）はもちろん、自宅を訪問して相談を受けることもできます。【子ども家庭支援センター】
障がい者支援センター	身近な地域で障がいに関する相談や福祉サービスの手続きができます（市内5か所）。【障がい福祉課】
教育センター	就学相談や不登校、いじめ、発達の問題などの相談を受けます。【教育センター】

子育てに疑問や悩みを抱えていて、どこに相談すればよいかわからない時は、子ども発達センターにご相談ください。さまざまな相談機関と連携して、適切なサポートをコーディネートし、切れ目のない支援を行います。

目指す姿3 支援を必要とする家庭にサービスが行き届いている

基本施策(1) 重症心身障がい児や医療的ケア児のいる家庭の支援体制の充実

〔 施策の方向性 〕

発達に支援が必要な子どもやその家庭が、地域とつながり、安心して社会参加できるよう、関係機関と協力して支援の充実を図ります。

〔 主な取組 〕

取組	内容			担当課
医療的ケア児支援コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達支援課に配置します。			子ども発達支援課
指標	配置数(人)			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	1	2	2	2

取組	内容			担当課
医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会の開催	学識経験者及び医療、教育、子育て等の各分野の関係機関が参加し、市が定期的実施するニーズ調査の結果等を基に、支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりについて意見交換及び情報共有等を行います。			子ども発達支援課
指標	協議会の開催			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	開催	開催	開催	開催

【再掲】

取組	内容			担当課
居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等があるために外出することが著しく困難な子どもの家庭に伺って、発達支援を行います。			子ども発達支援課
指標	支援の実施			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	実施	実施	実施	実施・検証

取組	内容			担当課
重度障害児者医療連携支援事業	地域で生活する重度障がい児とその家族を、医療機関と連携して支援している事業者に対し補助します。			障がい福祉課
指標	事業所数(か所)			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	1	1	1	1

【再掲】

取組	内容			担当課
保育園等での医療的ケア児の受入れ	医療的ケア児の保育園等での受入れについて「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき受け入れを行います。			保育・幼稚園課
指標	公立保育園数（か所）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	3	5	5	5

取組	内容			担当課
医療的ケア児支援コーディネーターによる総合的な支援の実施	子ども発達支援課に配置した医療的ケア児支援コーディネーターを中心に、医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。			子ども発達支援課
指標	支援の実施			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	—	構築	実施	実施

障害福祉サービスのうち、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、重度心身障害者包括支援や短期入所は、重い障がい等があるために外出することや行動することが困難な子ども等も利用することができます。利用する際は、「障害福祉サービス受給者証」が必要です。

取組	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で身体介護（入浴、排せつ、食事の介護）や家事援助等、通院の付き添い、生活等に関する相談・助言その他の支援を行います。
同行援護	外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護などを行います。
行動援護	行動するときに生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	居宅介護、同行援護、短期入所、行動援護などを包括的に提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行う施設等に短期間入所することができます。

基本目標Ⅲ 子どもが地域の中で大切にされている

目指す姿 1 子どもが地域（人・場所・機会）とつながっている

基本施策（1）地域とのつながりを広げるための支援

[施策の方向性]

子どもとその保護者が地域の中でさまざまな人と交流し、楽しみながら、つながりあうことができるよう支援します。

[主な取組]

【再掲】

取組	内容			担当課
ペアレントトレーニング事業	子ども発達センターを利用している4・5歳児の保護者を対象に、グループディスカッションやロールプレイなどを通して子どもの発達の特徴や接し方の理解を深める機会を提供し、子どもとのより良い関わり方を学びながら楽しく子育てができるように支援します。			子ども発達支援課
指標	利用家族数（家族）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	16	16	16	16

【再掲】

取組	内容			担当課
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。			子ども発達支援課
指標	実施回数（回）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	8	8	8	8

取組	内容			担当課
障がい者スポーツ体験教室	市内の小学校で障がい者スポーツの体験教室キャラバンを行います。			スポーツ振興課 オリパラ推進課
指標	年間参加者数（人）			
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度
	1,000	1,000	1,000	1,000

取組	内容				担当課
交流及び共同学習の推進	通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。				教育センター
指標	交流の実施				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

取組	内容				担当課
特別支援教育の理解促進に向けた研修の実施	特別支援教育に関する研修を全ての初任教員に実施し、広く特別支援教育への理解啓発を図ります。				教育センター
指標	研修実施回数（回）				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	1	1	1	1	

【再掲】

取組	内容				担当課
特別支援教育巡回相談員による支援	特別支援教育巡回相談員が、学校からの要請に応じ専門家チーム専門員・特別支援学級専任相談員と共に学校を訪問し、通常の学級や特別支援学級に在籍する、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。				教育センター
指標	指導・助言の実施				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

【再掲】

取組	内容				担当課
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。				教育センター
指標	副籍交流の実施				
目標	現状（2019年度）	2021年度	2022年度	2023年度	
	実施	実施	実施	実施	

[その他の取組]

- ・ 子どもクラブ整備事業※ 【児童青少年課】

* 「新・子どもマスタープラン（後期）」に掲載

目指す姿2 みんなが安全・安心に子育てをしている

基本施策(1) 障がい等に関する理解の促進と環境整備

[施策の方向性]

障がい等についての理解を促進する取組みを行い、地域全体で子どもやその家庭を支え、環境を整備することで安心して子育てできるまちを推進します。

[主な取組]

取組	内容			担当課
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。			子ども発達支援課
指標	開催回数(回)			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	2	2	2	2

取組	内容			担当課
福祉のまちづくり バリアフリー基本構想 の改定	だれもが安心して移動できる環境の整備促進を図るため、市内10地区のバリアフリー基本構想の進行管理を行っています。各地区において設定された特定事業の進捗管理を行うとともに、必要に応じて地区の現況に合わせた基本構想の見直しを行っていきます。			福祉総務課 交通事業推進課
指標	バリアフリー基本構想の順次改定			
目標	現状(2019年度)	2021年度	2022年度	2023年度
	鶴川駅周辺地区 バリアフリー 基本構想改定	進捗管理	進捗管理	進捗管理

子ども・子育てに関する情報に特化した「まちだ子育てサイト」は、2017年4月から情報発信をしています。

子ども発達センターのページでは、各種サービスの紹介や連絡先等、子どもの発達について困ったことや悩み事に対応できるような情報を発信しています。

今後も、より見やすい・わかりやすい情報発信に力を入れていきます。



～ 子ども発達センター掲載ページの一部紹介 ～

子どもの発達に関する相談について

子どもの発達に関する相談について

更新日：2018年04月01日

子どもの発達について心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。保護者の方のお話を伺い、子どもの様子を見ながら、必要な支援の手立てを一緒に考えていきます。

相談できること

- 歩き始めが遅い
- 言葉の発達が遅い
- 友だちとうまく遊べない
- 新しい環境になじめないなど

相談の流れ

- 電話で相談の日時を予約してください。
- 相談の中で、保護者の方から子どもの様子や発達の経過を伺い、子ども発達センターで提供できるサービスの説明をさせていただきます。
- 相談終了後、子どもの年齢や様子によって、日を改めて発達検査や療育体験などを提案させていただきます。
- 個別や集団など、様々な場面で子どもの様子を確認し、支援の手立てを相談させていただきます。

療育について

療育について

更新日：2020年06月01日

未就学の子どもを対象として、子どもの発達を促すために、年齢や発達段階に応じたグループ指導を行います。

療育利用までの流れ

- 電話で相談の日時を予約してください。
- 相談終了後、発達検査や療育体験などを通して、様々な観点から子どもの様子を確認し、支援の手立てを相談させていただきます。
- 支援の手立てとして、小集団のグループ活動が必要と考えられた場合に、療育の利用を提案させていただきます。

親子通園について

1歳児から2歳児までの子どもを対象としたグループ活動です。いろいろな遊びの中で発達を促し、生活を充実させることをねらいに、少人数で親子活動を行います。

グループ指導について

年少児、年中児、年長児を対象に、子どもの発達に合わせた課題を小集団で経験します。

障害児相談支援について

障害児相談支援について

更新日：2018年04月01日

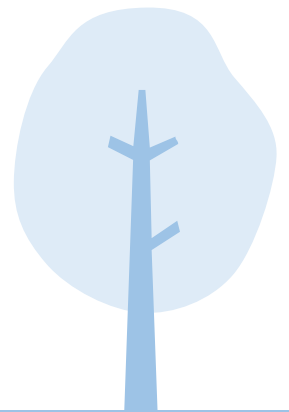
障がいや発達に課題のある子ども、その家族が、より良い地域生活を送るためにどうしたら良いかを一緒に考え、必要な福祉サービスや地域の社会資源を利用できるようにご相談をお受けします。

相談の流れ

- 電話等で申し込みをいただき、相談の予約を行います。
- 相談支援専門員との相談で、「どうしたい」という子どもや家族の願い、利用したいサービスなどについてお話を伺います。あわせて、子どものアセスメントをさせていただきます。発達検査等の個別の評価が必要な場合は、日を改めて来所していただくこともあります。
- 子どもや家族のニーズ、アセスメントの情報を踏まえて、サービス等利用計画や障害児支援利用計画を作成します。また、福祉サービスなどを利用するために必要な受給者証の申請のお手伝いをします。
- 福祉サービスを提供する事業者の方と、よりよい支援を提供するために連絡、調整を行います。
- 定期的にサービスの利用状況、内容についてチェックをし、変更や修正を行います。

第5章

行動計画の推進



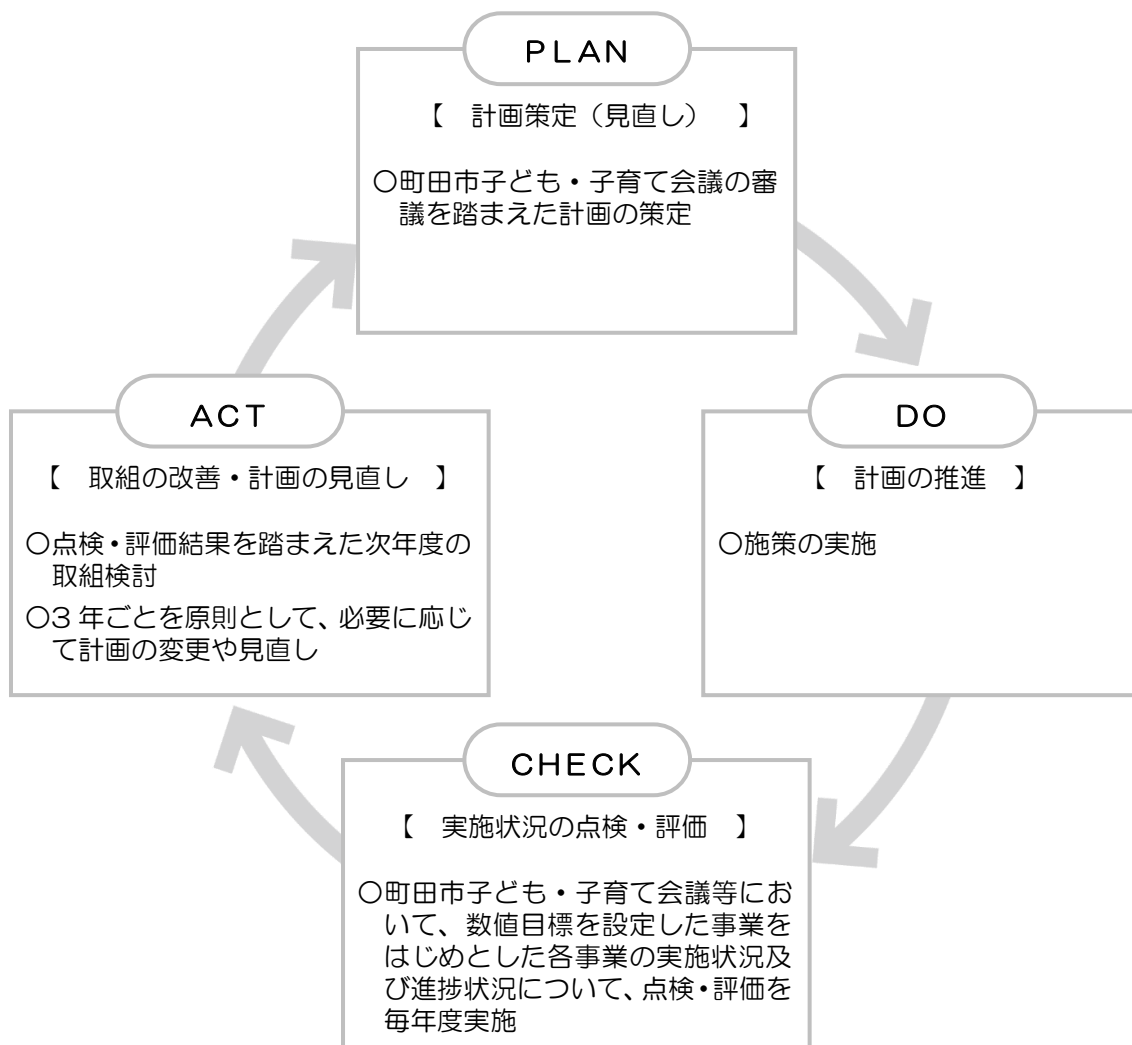
第5章 行動計画の推進

1 行動計画の進行管理

本行動計画に基づく取組の実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取組の充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本行動計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

行動計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「町田市子ども・子育て会議」において、施策の実施状況について点検、評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

■PDCA サイクルと町田市子ども・子育て会議の役割



※PDCAサイクル

P=PLAN（プラン）
…具体的な施策など

D=DO（ドゥ）
…実行

C=CHECK（チェック）
…点検・評価

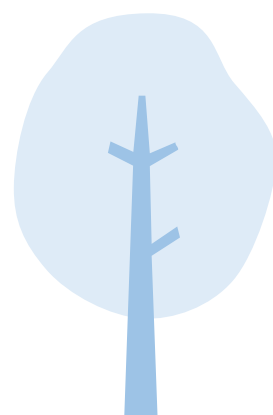
A=ACT（アクト）
…改善

2 関係機関との連携

行動計画に掲げる取組は、市が単独で実施できるもののほか、法律に基づく事業もあるため、国や都、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行ったうえで、行動計画を推進します。

また、行政の取組だけでなく、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、NPO 等の関係団体等の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・団体等の活動と連携しながら、子どもの発達支援を推進していきます。

參考資料



参考資料

1 町田市子ども・子育て会議委員

任期 2020年4月1日～2022年3月31日

構成	氏名	所属
子ども・子育て支援に関し学識 経験を有する者	◎吉永 真理	昭和薬科大学
	○鈴木 美枝子	玉川大学
	小林 保子	鎌倉女子大学
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部
子ども・子育て支援を実施する 事業者の代表	矢口 政仁	町田市私立幼稚園協会
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会
	馬場 昭乃	町田市社会福祉協議会
	鶴田 尚子	社会福祉法人 福音会
子ども・子育て支援に関する事 業に従事する者の代表	吉田 孔一	町田市立小学校校長会
	高橋 博幸	町田市立中学校校長会
	森山 知也	東京都立町田の丘学園
	赤木 律子	町田市民生委員児童委員協議会
	宇賀神 直子	町田市立中学校 PTA 連合会
保健医療関係団体の代表	風張 真由美	町田市医師会
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所
公募による保護者で市内に住所 を有する者	金井 玲奈	市民
	岸 洋一郎	市民
	高倉 麻依子	市民
子ども・子育て支援に関係する 者のうち市長が適当と認める者	福田 麗	町田市青少年委員の会
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会

※◎は会長、○は副会長

2 町田市子ども発達支援計画行動計画(2021～2023)庁内検討会委員

(1) 検討会委員

地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課長
学校教育部教育センター所長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部子ども発達支援課長
子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長

(2) 事務局

子ども生活部子ども総務課
子ども生活部子ども発達支援課

3 計画策定の経過

回	開催日	検討内容
第1回	2020年 7月29日	◇町田市子ども発達支援計画行動計画の概要確認について
第2回	2020年 11月19日	◇町田市子ども発達支援計画行動計画案の確認について ◇意見募集方法の確認について
第3回	2021年 2月18日	◇意見募集の結果について ◇町田市子ども発達支援計画行動計画案の最終確認について

4 用語解説

【あ行】

愛の手帳（療育手帳）

知的障がいのある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの程度により1度から4度の区分で交付されます。（他道府県の多くでは「療育手帳」と呼ばれています。）

医療的ケア児

チューブで栄養を摂ったり、痰を機械で吸ったりするなどの「医療的ケア」を、生活を営むために、日常的に要する児童のこと。

医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。

【か行】

加配

障がいを有するなど特に配慮が必要な子どもが通う保育園等で、クラスの運営にあたって特に手厚い職員配置が必要な場合に、あらかじめ決められている保育士等の配置に加えて職員を配置すること。

教育相談

教育センターで、心理専攻や教職経験のある相談員が、市内の18歳までの子どもの学校生活に係るさまざまな相談（不登校・いじめ・体罰・発達の問題・友人関係・非行・教育上の相談等）に応じるもの。出張・電話相談もある。

言語障がい

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態のこと。

高次脳機能障がい

病気や交通事故などさまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障がいのこと。

子育てひろば事業Ⅲ型・Ⅳ型

ひろばの日数や時間、講座回数等などによりⅠ型からⅣ型（Ⅳが最大）まで類型を定めています。Ⅲ型は1週間あたりで3日以上で1日5時間以上、Ⅳ型は1週間あたり5日以上で1日6時間開放します。

子ども発達センターの親子通園

発達に支援が必要な0歳児から5歳児の子どもとその保護者が、週に1回程度子ども発達センターに通園し、小集団での遊びなどを通して、子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもとの接し方について理解を深めます。

子ども発達センターの認可通園

子ども発達センターで行う障害児通所支援サービスで、発達に支援が必要な3歳児から5歳児の子どもが、週5回程度通園し、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練を行います。

【さ行】

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

障害児通所支援サービスを利用する方の生活を支えるため、生活の中で解決すべき課題を踏まえて必要な支援の内容を検討し、具体的に利用するサービスを計画するもの。

サポートルーム

各小学校を巡回する担当の教員が、学習面や行動面でのつまずきのある児童に対し、一人ひとりのつまずきに合った指導を行うための教室。

就学相談

小学校への就学に際し、子どもの障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定するために教育委員会が行う相談。

重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

情緒障がい等通級指導学級

選択性緘黙などの心因性の情緒障がいの他、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいの児童・生徒を対象とした通級指導学級。

進学相談

中学校への進学に際し、児童の障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から進学先を決定するために教育委員会が行う相談。

心身障がい

ここでは、知的障がい児、身体障がい児、重度心身障がい児のこと。

身体障がい

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能）、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）に障がいがあり、日常生活に制約等がある障がいのこと。

身体障害者手帳

身体に障がいのある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの種類や程度により1級から6級までの区分で交付されます。

精神障がい

統合失調症、うつ病等の気分障がい、アルコールや薬物依存、その他の精神疾患の状態にある障がいのこと。

精神障害者保健福祉手帳

精神障がい・発達障がいのある方が、福祉的サービスを受けるための手帳で、障がいの程度により1級から3級の区分で交付されます。

セルフプラン

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）のうち、さまざまなサービスに精通した相談支援専門員と利用者が面談などを通じて作成した計画ではなく、サービスを利用する方やその保護者等が作成した計画のこと。

専門家チーム専門員

町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒の発達障がいの状況や課題に関する意見・判断、必要な支援・配慮等を踏まえた学習・生活指導の具体策、保護者への支援に関する方策、学校の組織的取組等に関する改善策などについて指導・助言を行うために、市教育委員会が委嘱する有識者。

【た行】

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの援助を必要とする障がいのこと。

長期療養児

小児慢性特定疾患医療費助成を受けている児童など、長期療養生活を送っている児童のこと。

通級指導学級

障がい等はあるが、通常の学級での学習に概ね参加可能な児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、週 1～8 単位時間程度、通級して指導を受ける学級。

特別支援学級

障がい等により、通常の学級における指導では十分な効果を上げる事が困難な児童・生徒に対し、きめ細やかな教育を行うため特定の小・中学校に配置される少人数の学級。

特別支援学級専任相談員

町田市立小・中学校の特別支援学級の指導内容・方法についての必要な助言や、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒への指導方法や対応の助言を行うために、市教育委員会が委嘱する相談員。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚・聴覚・知的障がい・肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）のある子どもに対し、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を行うと共に、障がいによる学習・生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけることを目的に設置される学校。

特別支援教育

学校教育法第 81 条に基づき、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行う教育。

特別支援教育コーディネーター

特別な支援が必要な児童・生徒の教育を支援するため、小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡調整など）を担当する教員。

特別支援教育支援員

町田市立小・中学校に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒の介助・安全への配慮を行い、学校生活を支援するために、学級担任教諭の補助者として、市教育委員会が委嘱する支援員。

特別支援教育巡回相談員

通常の学級での特別な配慮や支援を要する児童・生徒に関する各校の実態を把握し、その指導について学校管理職・特別支援教育コーディネーター・学級担任等への助言や、専門家チーム・関係諸機関への連絡・相談を行う相談員。

【は行】

発達障がい

脳機能の発達が関係する障がいで、コミュニケーションや対人関係で困難を抱えることが多く見られます。主な発達障がいとしては、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいなどがあり、複数の障がいが重なって現れることや、障がいの程度や年齢、生活環境などによっても症状は違ってきます。

副籍交流

副籍制度による交流活動のこと。

副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の通学区域の小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としてプログラム。

ペアレントメンター

発達障害やその可能性がある子供の子育て等に悩む親に対し、発達障害のある子供を育ててきた同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり、適切な機関へつなぐ「同じ立場の親による親支援」を行う人材。

【ま行】

マイ保育園事業（子育てひろば事業）

身近な認可保育園が「かかりつけ窓口」として子育て相談や子育て情報を提供する事業。また、実施園によっては室内や園庭を「子育てひろば」として開放し、親子の交流の場の提供や子育て支援に関する講習等を行っています。

索引

取組	内容	ページ	施策コード
医療的ケア児支援 コーディネーターによる 総合的な支援の実施	子ども発達支援課に配置した医療的ケア児支援コーディネーターを中心に、医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。	46	Ⅱ－3－（1）
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達支援課に配置します。	45	Ⅱ－3－（1）
医療的ケア児・重症心身 障がい児支援協議会の開催	学識経験者及び医療、教育、子育て等の各分野の関係機関が参加し、市が定期的に実施するニーズ調査の結果等を基に、支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりについて意見交換及び情報共有等を行います。	45	Ⅱ－3－（1）
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、親子で共に参加する療育プログラムを行います。	40	Ⅱ－1－（2）
学童保育クラブ事業	障がいのある児童と低学年児童は、一定の期間に申請があれば原則全員入会とし、また、年度途中の入会申請についても、高学年児童より優先する取り扱いとすることで、子育てと仕事の両立を支援します。	41	Ⅱ－2－（1）
居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等があるために外出することが著しく困難な子どもの家庭に伺い、発達支援を行います。	31 45	I－2－（1） Ⅱ－3－（1）
グループ指導事業	幼稚園・保育園・認定こども園等に通っている年少から年長児が少人数で活動しながら、集団活動に参加する姿勢を身に付けます。	32	I－2－（1）
交流及び共同学習の推進	通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。	49	Ⅲ－1－（1）
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	43	Ⅱ－2－（1）
子育てひろば巡回相談事業	地域で子育てをしている保護者が身近な場所で子どもの発達に関する相談ができ、子どもの特徴に合った子育ての知識を持つことで自信をもって子育てできるように、子ども発達センターの職員が「子育てひろば」を巡回します。	37	Ⅱ－1－（1）

取組	内容	ページ	施策コード
子どもとその家庭の総合相談	0歳から18歳未満の子どもと家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題解決に向けたサポートを行います。	43	Ⅱ-2-(1)
子ども発達センターの認可通園事業	子ども発達センターで、未就学児を対象に日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。	31	I-2-(1)
子ども発達センターの民間活力導入	子ども発達センターの認可通園部門に民間活力を導入します。	32	I-2-(1)
サポートルーム（通級指導学級巡回指導）の実施	小・中学校全校においてサポートルーム（情緒障がい等通級指導学級の巡回指導）を実施します。	34	I-2-(2)
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、特別な支援を必要とする子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。	36	I-2-(3)
重度障害児者医療連携支援事業	地域で生活する重度障がい児とその家族を、医療機関と連携して支援している事業者に対し補助します。	45	Ⅱ-3-(1)
出張相談事業	発達に支援の必要な子どもが、地域の集団の場で適切な配慮のもとに過ごすことができるように、各園からの依頼を受けて子ども発達センターの職員が訪問し、集団場面での対応について助言します。	42	Ⅱ-2-(1)
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。	28	I-1-(1)
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで各年間36回程度開催します。	28	I-1-(1)
障害児相談支援事業	障害児通所サービス及び障害福祉サービスを必要としている子どもと保護者が、相談支援専門員のケアマネジメントにより、適切にサービスの利用ができるように支援します。	38	Ⅱ-1-(1)
障害児相談支援事業者連絡協議会	市内の障害児相談支援事業者の連絡会を開催し、相談支援サービスについて相談事業者への専門的な助言・人材育成等について連携を強化します。	38	Ⅱ-1-(1)
障がい者スポーツ大会	障がいのある人がスポーツを通じて楽しむための大会を開催します。	29	I-1-(1)
障がい者スポーツ体験教室	市内の小中学校で障がい者スポーツの体験教室キャラバンを行います。	48	Ⅲ-1-(1)

取組	内容	ページ	施策コード
進路先への引継ぎ	特別な支援を必要とする生徒が中学校を卒業する際に、進路先への「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の引継ぎを行い、進路先への適切な支援が継続されるようにします。	35	I - 2 - (3)
(仮称)西部地域子ども発達センターの検討	子ども発達センターと市域を分担して、療育と相談を受ける施設の設置について検討します。	32	I - 2 - (1)
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業(子育てひろば事業)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。	37	II - 1 - (1)
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。	28 48	I - 1 - (1) III - 1 - (1)
通常の学級及び特別支援学級における支援	通常の学級や特別支援学級における特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置するとともに安定的な人材確保に努め、各学校の状況に応じた適正な配置を行います。	34	I - 2 - (2)
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級を整備します。	34	I - 2 - (2)
特別支援教育コーディネーターの資質向上	特別支援教育コーディネーターを対象とした、資質向上のための特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。	43	II - 2 - (1)
特別支援教育巡回相談員による支援	特別支援教育巡回相談員が、学校からの要請に応じ専門家チーム専門員・特別支援学級専任相談員と共に学校を訪問し、通常の学級や特別支援学級に在籍する、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。	35 49	I - 2 - (3) III - 1 - (1)
特別支援教育の理解促進に向けた研修の実施	特別支援教育に関する研修を全ての初任教員に実施し、広く特別支援教育への理解啓発を図ります。	49	III - 1 - (1)
乳幼児健康診査	乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育、精神発達の重要な時期に、健康診査を実施します。	37	II - 1 - (1)

取組	内容	ページ	施策コード
福祉のまちづくり バリアフリー基本構想の改定	だれもが安心して移動できる環境の整備促進を図るため、市内 10 地区のバリアフリー基本構想の進行管理を行っています。各地区において設定された特定事業の進捗管理を行うとともに、必要に応じて地区の現況に合わせた基本構想の見直しを行っています。	50	Ⅲ－２－（１）
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。	34 49	I－２－（２） Ⅲ－１－（１）
ペアレントトレーニング事業	子ども発達センターを利用している４・５歳児の保護者を対象に、グループディスカッションやロールプレイなどを通して子どもの発達の特徴や接し方の理解を深める機会を提供し、子どもとより良い関わり方を学びながら楽しく子育てができるように支援します。	40 48	Ⅱ－１－（２） Ⅲ－１－（１）
ペアレントメンターの養成	同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり、適切な機関へつなぐペアレントメンターとなる人材を養成します。	40	Ⅱ－１－（２）
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等に通園している児童を対象に、週 1 日子ども発達センターで専門的な支援を行います。	31	I－２－（１）
保育園等での医療的ケア児の受入れ	医療的ケア児の保育園等での受入れについて「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき受け入れを行います。	41 46	Ⅱ－２－（１） Ⅱ－３－（１）
保育園等での障がい児の受入れ	障がいのある児童の受入れについて、安全に受け入れができるよう、医療、保育関係機関と相談して行います。	41	Ⅱ－２－（１）
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に伺い、集団生活への適応のための支援を行います。	31 42	I－２－（１） Ⅱ－２－（１）
町田市小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・特別支援学校等連絡協議会	保育園・幼稚園等、子ども発達センター、公立小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。	35	I－２－（３）

取組	内容	ページ	施策コード
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	50	Ⅲ－２－（１）
療育機関懇談会	情報共有やサービスの質の向上のため、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者と子ども発達センターの懇談会を開催します。	43	Ⅱ－２－（１）
療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを作成し、希望する保護者に配布します。	36	Ⅰ－２－（３）
療育実地研修	子どもが通う施設の職員の知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。	42	Ⅱ－２－（１）
療育セミナー事業	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	42	Ⅱ－２－（１）

町田市子ども発達支援計画行動計画 2021～2023

2021年3月発行

発行・編集：町田市子ども生活部子ども発達支援課

〒194-0021 町田市中町 2-13-14 子ども発達センター

電話 042-709-3455

FAX 042-726-0454

刊行物番号：20-59

あそぼう☆そだとう☆そだてよう

いいこと
ふくらむ
まちだ

